



しんけん言うトピア

新聞労連新聞研究部 2020年度の活動



2020年秋～2021年夏

目 次

2021年9月

1	発刊に寄せて 新聞労連新研部長 机美鈴（朝日労組）	2
2	第44回新聞研究部長会議（2020年12月13日日曜日）	
	①告知	4
	②会議スケジュール	6
	③部長会議報告 新聞労連「機関紙」より	7
3	第64回新研中央集会（雲仙・普賢岳大火砕流30年集会）	
	①告知	9
	②災害報道アンケート実施	10
	③招請状 集会概要	14
	④集会報告 新聞労連「機関紙」より	17
4	こちら新研部です（2020年12月1日号）	24
5	災害報道アンケート結果	27
6	声明各種	38



発刊に寄せて

2020年度 新聞研究部の活動について

2020年度の新聞研究部は、コロナ禍で例年のような活動が難しい中で、オンラインで全国新研部長会議と、雲仙集会プレイベントを実施しました。災害報道経験者を対象にアンケートを実施し、500人超の回答を集めて災害報道の課題を浮き彫りにするなど、イベント開催にとどまらず、活動の幅を広げたことが特徴です。

第44回全国新研部長会議は、20年12月13日に開催しました。講師には、元毎日新聞記者で沖縄返還を巡る密約を明るみに出した西山太吉さん（当時89）を招きました。当初は東京に来ていただく予定でしたが、感染予防を目的に、お住まいの福岡県北九州市からリモートでつなぎました。講演のタイトルは「記者たちへの伝言 権力といかに向き合うか」。年齢を感じさせないしっかりとした語り口で、権力取材に挑む記者たちに力強いエールをいただきました。いくつもの言葉が胸を打ちましたが、「記者側がしっかり勉強していれば、取材先もミスリードさせないし、うそをつかさない記者になってほしい」との発言が、特に強い印象を残しました。

今年は、雲仙・普賢岳の大火砕流から30年を迎える節目にあたります。新聞労連や長崎マスコミ・文化共闘会議などが雲仙集会を実施するに先駆け、新研部は「雲仙集会プレイベント」を企画、毎年開催してきた新研中央集会に代える形で21年5月末にオンラインで実施しました。プレイベントの準備として、▽災害報道に関するアンケートの実施▽報道各社の災害報道マニュアルの比較検証▽災害の犠牲者・行方不明者の実名・匿名発表における自治体の対応へのリサーチを行いました。

アンケートは民放労連の協力も得て、新聞・放送業界の530人が回答。災害取材において、装備や事前準備が不十分なまま現地に赴かされ、心身に不調を来す人が少なくない傾向が際立ちました。また、「お涙頂戴」の情緒的な報道や、メディアスクラムへの問題意識を多数の人が有している傾向も明らかになりました。

災害報道マニュアルは、社によってばらつきが大きいことが判明しました。緊急時の紙面発行の手順にスペースを割く社もあれば、「災害現場は2人1組で行動する」「派遣から1週間で撤収し、休暇を取らせる」といった、先進的な内容を採り入れた社も複数ありました。業界の新たなスタンダード策定に向けて、新研部で提言を出すことも検討しましたが、時間が足りずまとめるには至りませんでした。ぜひ来年度以降も検討を継続いただければと願います。

災害犠牲者・行方不明者の実名・匿名発表については、2018年の西日本豪雨の際、県による対応の違いが問題になりました。どういった運用をしているか把握するため、全国の単組の協力も得ながら22道府県から回答を得ました。「原則匿名」「原則実名」「ケースバイケース」と判断が分かれ、取材する側が苦慮するケースは今後続くと思われます。望ましい報道発表のあり方

について、議論の継続が必要です。

こうした準備を踏まえ、「雲仙集会イベント」は5月30日、「災害報道の課題と意義」をテーマに実施されました。兵庫県立大大学院の阪本真由美教授（防災危機管理）と関西大の近藤誠司准教授（災害ジャーナリズム論）を招き、アンケート結果の分析や、取材者たちの悩みを共有し、語り合いました。少人数の班に分かれてのワークショップも開催しました。今春入社したばかりの若手からは「何も研修を受けていないが、災害が起きたら自分が行くことになる」と不安を訴える声がありました。他にも「その場を乗り切ることで精いっぱい、経験を蓄積・共有できていない」といった指摘もありました。近藤准教授からは研修の実施について具体的な提案をいただきました。イベントは午前から夕方までの充実した内容でしたが、「これで終わりにしてはいけない」との気持ちを新たにしました。

アンケートの呼びかけなど、全国の加盟単組新研部にもご協力いただきましたが、例年通り在京新研部が活動の中心を担いました。オンラインで全国各地とつながることが容易になった現在、在京に限らず全国でつながり、ともに活動することも可能と思われれます。今年度は道半ばに終わりましたが、より連携を広げ、深めていくことを期待します。

労連機関紙の企画「こちら新研部」は、岩橋拓郎新研部副部長（共同）が2回にわたりフィリピンのニュースサイト「ラップラー」編集長のマリア・レッサさん、「まにら新聞」編集長の石山永一郎さんのインタビュー記事を執筆してくださいました。岩橋副部長は、マニラ支局から東京本社に帰任して副部長に就任する予定でしたが、コロナ禍により帰国できず、フィリピン駐在のまま労連業務を担っていただきました。来年度、新研部長に就任予定の岩橋さんに、新研部の更なる活性化に向けてご活躍いただくことを心より祈念しています。

2020年度新聞研究部長 机美鈴

〈2020年度在京新聞研究部メンバー〉

部長	朝日新聞労組	机美鈴
副部長	共同通信労組	岩橋拓郎
副部長	毎日新聞労組	宇多川はるか
部員	時事通信労組	東井隆直
	新聞協会労組	枝澤汐里

第44回新研部長会議

12月13日（日）開催決定！

新聞労連 2020 年度新聞研究部が始動してしばらく経過いたしました。今年も全国新聞研究部長会議で、各労組のみなさんと1年の活動方針、新研集会のテーマ、「こちら新研部です」などに関して、幅広く議論したいと思います。

恒例の学習会では、1971 年、政治部記者として沖縄返還交渉をめぐる取材中に外務省極秘電信文漏洩で有罪となった「事件」の経緯などをつづった

「記者と国家 西山太吉の遺言」の著書西山太吉さん

をお迎えし、事件そのもの、報道の情報源の秘匿、知る権利、取材方法などについて語っていただきたいと思います。部長以外の方もご参加いただけますので、多くの方々の御参加をお待ちしております。

また、今回は、部長会議終了後、同会場で「ジェンダーと報道」シンポを開催いたします。（後日別途案内あり）こちらへのご参加（リモート参加も可の予定）もお待ちしております。

第44回新研部長会議

日時：2020年12月13日（日） 11:00-15:00（予定）

リモートと会場（文京区）での参加が可能です

詳細はもう少々お待ちください

問い合わせ先 新聞労連新聞研究部 03-5842-2201

第 44 回新研部長会議

記者たちへの伝言 ～権力といかに向き合うか～

日時：2020 年 12 月 13 日（日） 11:00-15:00

場所：全水道会館 中会議室

〒113-0033 東京都文京区本郷 1-4-1

注) 会場に集ってのリアルとウェブ会議の併用を予定していたが、コロナウイルス蔓延防止の観点から、ウェブ開催のみに変更となった

【告知】

12月13日 新研部長会議

西山太吉さんが講演

新聞労連新聞研究部は12月13日（日）午前11時から、東京都の全水道会館とウェブの併用で、第44回新研部長会議を開催します。午前中は、学習会で元毎日新聞政治部記者の西山太吉さん（89歳）に、1971年に発生した外務省極秘電信文漏洩問題の経緯、権力取材などについて語っていただきます。午後は、1年の活動方針、新研集会のテーマ、労連機関紙連載「こちら新研部」などに関して、議論します。部長以外の組合員の参加も可能です。問い合わせ先：新聞労連新聞研究部03（584 2）2201

（西山太吉さんの年齢は2020年12月当時のものです）

<スケジュール>

- 10:30 受け付け開始
- 11:00 主催者挨拶
第1部 学習会
講演 「記者たちへの伝言 権力といかに向き合うか」
元毎日新聞記者 西山太吉さん
- 12:30 昼食休憩
- 13:30 第2部 部会
2019年度活動報告
2020年度の活動方針説明・意見交換
各組合・地連の活動報告
労連へ望むこと
「こちら新研部です」テーマ、分担について
しんけん平和新聞の今後（確認事項）
新研集会テーマ
しんけん言うトピア etc
まとめ 確認
- 15:00 終了

新研部長会議 報告

新聞労連機関紙 2,021年1月1日号

権力の内実 徹底取材を

西山太吉さんがエール

第44回全国新研部長会議が12月13日、オンラインで開かれ、全国の組合や地連から約40人が参加した。

第1部の学習会では、元毎日新聞記者で、日米の沖縄返還交渉をめぐる密約取材に携わった西山太吉さん(89)が「記者たちへの伝言 権力といかに向き合うか」と題して講演を行った。時の政府による隠ぺいや改ざんで、国の公的な情報が国民に正確に届かない危険性があることを指摘し、「メディアは権力の内実を徹底的に取材し、情報を取る必要がある。突破口を切り開かないと本当の民主主義は実現できない」と警鐘を鳴らした。



北九州市からリモート講演を行った西山さんは、年齢を感じさせない矍鑠(かくしゃく)とした様子で、身振り手振りを交えながら1時間半に渡り熱弁した。講演では、沖縄返還交渉をめぐる密約と、イラク戦争への日本政府の対応を例に挙げ、政府の国民に対する情報発信の「不正確さ」を説明。実態とかけ離れた密約が取り決められた返還交渉では、四半世紀を経た後に密約を裏付ける文書が発見された経緯などを踏まえ、「国民は虚偽情報を基に国家の姿を見てきた」と指摘した。

また、イラク戦争へ日本が加担した経緯をまとめた報告書について、政府は4ページの概要版のみの発表に留め「国民に真実を知らせなかった」と指弾した。

さらに、森友学園への国有地売却をめぐる財務省の文書改ざん問題などを念頭に、安倍晋三、菅義偉両政権下で「(政府の) 隠ぺい、改ざん、誤導の体質は、完成の域に達している」とした上で「メディアはかつてないほど厳しい環境下にある。自分たちの仕事がいかに苛烈なものであるか、再認識してほしい」と発破をかけた。

講演後の質疑応答で取材先との関係の在り方を問われた西山さんは、自らの経験

を交え、取材の「コツ」を明かした。「食い込むことはなれ合いになることではない」とし、取材先との意見交換や雑談を通して、事実の「輪郭」を探る重要性に言及。「輪郭を通して実態に迫るのが特ダネへの近道。(記者側が) しっかり勉強していれば、取材先もミスリードさせないし、うそもつかない。うそをつかせない記者になってほしい」と現役記者らにエールを送った。



第 2 部の部会では、吉永磨美新聞労連委員長が新研部の 2020 年度の活動方針を説明。①検察幹部と記者との賭け麻雀問題を受け、権力とメディアとの関係性の検証②新型コロナウイルスが広がる中での取材方法の議論③情報公開制度や公文書管理の現状についての実態調査の実施—の 3 点を提案した。

各労組・地連の活動報告では、「新型コロナに感染した記者の体験談の報告」(共同通信労組) などが挙げられたほか、「具体的にハラスメントの問題点を研究していく」(新潟労組)、「働き方やニュース価値の考え方について組合員で意見交換できれば」(京都労組) といった方針が示された。

21 年に開催する新研集会は、東日本大震災から 10 年の節目の年でもあり、「災害と報道」をテーマとすることで合意。東京五輪・パラリンピックを考慮して開催時期や内容については今後協議する。

【時事通信労組・東井隆直】

(西山太吉さんの年齢は 2020 年 12 月当時のものです)

【告知】

新聞労連機関紙 2021年2月1日号

雲仙普賢岳火砕流 30年6月に集会開催

被害地点 住民の清掃活動に労組有志参加

消防団員や報道関係者ら43人の死者・行方不明者を出した長崎県の雲仙・普賢岳の大火砕流から今年で30年を迎えるのを機に、新聞労連などは6月5、6日、甚大な被害を受けた島原市内で犠牲者の追悼と「災害と報道」を考える「雲仙集会」を開催することを決めた。地元では、火砕流に巻き込まれた報道陣の取材拠点「定点」周辺に残っている取材用車両を災害遺構として保存整備する計画も進行中。その一環として1月17日にあった定点周辺の除草作業に、長崎労組など新聞関係労組、地元テレビ局の有志も参加した。雲仙集会では、災害遺構のフィールドワークも検討している。

整備計画は、火砕流や土石流の被害を受けた島原市の「安中（あん・なか）地区町内会連絡協議会」が呼びかけた。17日は、阪神大震災発生から26年となる節目でもあり、参加者約70人は、溶岩で隆起した平成新山に向かい、二つの災害の犠牲者に約30秒間の黙とうを捧げた。その後、草刈り機や熊手を手に、約1時間半にわたって背丈ほど伸びた草木約3000平方メートルを除草。火砕流の爆風で吹き飛ばされ、骨組みだけが残る当時の取材用車両の一部が姿を現した。

整備計画では、定点周辺に埋もれている新聞社の取材車両1台、別の新聞社2社がチャーターしたタクシー2台を掘り起こして修復。既に整備されているテレビ局の被害車両と共に展示し、案内板で被災状況を説明する。3月に完成する予定。整備に長い年月がかかった背景には、報道陣が定点で取材を続けたために、警戒に当たっていた消防団員らが巻き込まれたという地元の感情もあった。遺族の理解も得ながら計画を進めてきた協議会の阿南達也会長（82）は「被災した地区として、後世に伝え続ける努力をしたい」と話した。大火砕流は1991年6月3日に発生。

犠牲になった43人の内訳は、消防団員12人▽市民6人▽タクシー運転手4人▽火山学者3人▽警察官2人▽新聞・放送関係者16人。

【災害報道アンケート】

この度、新聞労連新聞研究部では、災害報道を経験した方を対象にしたアンケートを行います。

毎年のように自然災害が発生し、取材者は現場に駆り出されています。その場を乗り切ることには精いっぱい、ノウハウの蓄積や問題の検証が十分にできていないように思います。また、災害報道は市民から厳しい目線にもさらされており、検討が必要です。こうした問題意識に基づくアンケートです。ぜひご協力をお願い致します。

今年には東日本大震災から10年、報道関係者も犠牲になった雲仙・普賢岳の大火砕流から30年となります。新研部などは6月5、6両日、長崎県島原市で災害報道を考える集会を開く予定です。本アンケートのご回答は集会で活用させていただくとともに、提言集の作成も検討します。

<以下、注意事項です>

- 設問は最大で12問です
 - 匿名性は担保されます
 - 自由記述を含めて回答結果は公表を前提とします
 - 回答結果は新聞労連の諸活動（労連や単組の機関紙、大会資料、政府や業界団体への要望書の作成など）に利用させていただくことがあります
- 以上をご了承のうえ、ご回答ください。

↓以下、リンク先です↓

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=JxaUaAAEREeek2j7l1z1ldrHT8P0J-JHgRNN2q4UkpRUMkpCT1o3T0M3VUhQNzNSUDRRWDJXR0RaTC4u>

〈対象〉新聞労連の加盟単組の組合員のうち、災害報道経験者

〈実施期間〉2021年3月18日（木）～4月9日（金）

〈実施主体〉新聞労連

ひとりでも多くの方のお声をお寄せいただければ幸いです。
どうぞよろしくお願い致します。

2021年3月18日

新聞労連中央執行委員長 吉永磨美

新聞研究部長 机美鈴

アンケート結果は P27 参照

【アンケート設問】

1. ご自身の年代は（20代・30代・40代・50代・60代以上）
2. 自認する性別は（女性・男性・答えたくない・その他）
3. ご自身の勤務先について（災害取材を経験した時の勤務先をご選択ください）
新聞労連分…全国紙・通信社・ブロック紙・地方紙・スポーツ紙・業界・専門紙・その他（フリーランスなど）→注）「業界・専門紙」で一つの選択肢です
民放労連分…放送局（キー局）・放送局（準キー局）・放送局（地方局）・地方局（独立U局）・ケーブルテレビ・ラジオ局・番組制作会社・その他
4. これまでにどういった自然災害を取材したことがありますか（複数選択可）
 - ・地震（津波・福島第一原発事故も含む）
 - ・大雨・台風・洪水・土砂災害・豪雪
 - ・噴火・山火事
 - ・海外の災害
 - ・その他（遭難救助など）
 - ・あてはまるものがない
5. 災害現場における取材者の健康リスク・安全確保の観点からお伺いします。取材現場において、どういった困りごとがありましたか。よろしければ自由記述欄に当時の状況を具体的にご記入ください。選択欄になれば自由記述欄をお願いします（複数選択可）
 - ・飲料や食料が不十分だった
 - ・装備が不十分だった（長靴や雨具、マスク、線量計など）
 - ・通信環境に問題があるなど、職場とのやりとりに支障が生じた
 - ・自分自身が被災した（二次災害を含む）
 - ・トイレなど非衛生的な環境に置かれた
 - ・体調を崩した
 - ・健康面のリスクにさらされた（被ばくや粉じんの吸入など）
 - ・精神的なストレスを強く感じた
 - ・宿泊場所が劣悪だった
 - ・十分に休息が取れなかった
 - ・長期間自宅に帰れなかった
 - ・キャップやデスクからプレッシャーや威圧的な言動にさらされた
 - ・ジェンダーに関する困りごとがあった（ハラスメントなど）
 - ・あてはまるものがない・覚えていない

- ・その他

6. あなたが経験した「困りごと」について、会社や上司は十分に把握し、再発防止に取り組んでいると思いますか

- ・十分に取り組んでいる
- ・ある程度取り組んでいる
- ・あまり取り組んでいない
- ・ほとんど取り組んでいない
- ・わからない

7. 災害取材に携わったことで、心身に不調をきたしたことはありますか。よろしければ自由記述欄に具体的な症状や、不調に至った背景・経過をご記入ください

- ・精神的な不調（うつ状態や無力感にさいなまれる、フラッシュバックが起きるなど）
- ・肉体的な不調（食欲不振、片頭痛、腰痛、生理不順など）
- ・不調を経験していない
- ・その他

8. 心身の不調を経験した方はどのように対処しましたか。不調のなかった方は「不調を経験していない」を選択してください

- ・不調を経験していない
- ・医師の診断を受けた
- ・カウンセリングや相談機関を利用した
- ・会社や上司に相談した
- ・ひとりで抱え込んだ
- ・その他

9. 災害報道のあり方についてお尋ねします。被災者へのインタビューや避難所取材、ヘリコプターの騒音など、市民から厳しい視線が向けられています。災害報道の現状について、あなたの考えは以下のどれに近いですか

- ・大いに改善の必要がある
- ・ある程度改善の必要がある
- ・あまり改善の必要はない
- ・改善の必要はない
- ・わからない

10. 「大いに改善の必要がある」「ある程度改善の必要がある」を選択した方にお尋ねします。災害取材や報道について、あなたが改善が必要だと思うものはどれですか（複数選択可）。選択欄になれば自由記述欄にも記載してください

- ・被災者を見せ物のように扱うなど、配慮に欠けた報道がある
- ・取材が被災者にストレスを与えるにもかかわらず、取材のガイドラインが整備されていない
- ・「感動的な話」「絵になる現場」が優先され、必要な情報や被害の実態を必ずしも届けていない
- ・取材地域に偏りがあり、ボランティアや物資の偏在につながっている
- ・一時はメディアスクラム状態になるが、継続的なフォローが十分ではない
- ・女性・障害者・外国人など声を上げにくい人が直面する問題を十分に取り上げていない
- ・その他

1 1. 福島第一原発事故の報道についてお尋ねします。立ち入りが制限された経緯もあり、原発事故そのものや事故の影響について、十分な報道がなされていないとの批判があります。10年を振り返り、あなたはそういった批判ほどの程度あてはまると思えますか。よろしければ自由記述欄にお考えやご経験を記載してください

- ・大いにあてはまる
- ・ある程度あてはまる
- ・あまりあてはまらない
- ・あてはまらない
- ・わからない

1 2. "よりよい災害取材や報道のために、新聞労連では提言集の作成を予定しています。社の枠を越えたガイドラインとして現場で活用されることをめざします。以下の点について、ご自身のお考えやご経験を記載してください。

- 災害取材・報道について感じる問題や疑問、ガイドラインにどんな内容を望むか
- 災害取材の経験が、自身のキャリアや心身、生き方にどんな影響を与えたか
- 災害取材・報道の意義とは何か

ご自身の経験、職場での議論、読者・視聴者として感じたこと、いずれの観点からでも結構です

雲仙・普賢岳大火砕流 30 年集会（雲仙集会）

招請状

43 人が死亡・行方不明となった雲仙・普賢岳（長崎県）の大火砕流から、2021 年 6 月 3 日で 30 年を迎えます。報道が過熱する中、流れ出る火砕流を正面から撮影できる当時の取材拠点「定点」には多くの記者やカメラマンが詰めかけ、報道関係者や同行していたタクシー運転手の計 20 人が火砕流の犠牲となりました。

その後も阪神・淡路大震災（1995 年）、三宅島噴火（2000 年）、新潟県中越地震（04 年）、東日本大震災（11 年）、熊本地震（2016 年）などの大災害が続き、近年は豪雨や台風の被害が毎年のように各地で発生しています。そのたびに私たちは災害現場に向かい、心身の危険に直面することもあります。雲仙・普賢岳の経験を生かし、災害報道の意義や課題を考えるため、雲仙集会を企画しました。

全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、オンラインのみの参加です。現地に集まることができないのは残念ですが、多くの組合員の方の当集会のご参加を心よりお待ちしております。

■参加費：無料

■申込みと締め切り、問い合わせ先

下記のグーグルフォームで申請、もしくは別紙の参加申込書に必要事項を記入し、Fax03-5842-2250（新聞労連）または info@shimbunroren.or.jp へ 5 月 21 日(金)までにお送り下さい。どうしても申し込み期限に間に合わない場合は、ご相談ください。申し込みした方には後日、参加方法をメールにてお送りさせていただきます。なお、この件の問い合わせは新聞労連（03-5842-2201）の月岡または加藤まで。

【申込みアクセス先＝グーグルフォーム】

<https://docs.google.com/forms/d/1WrKlrmoCJWRcI6XPuvacFJsvGT9KyNaeAyBzRPPTs90/>

雲仙集会の概要

イベント

5月30日(日)

10:00～12:00 討論会①

「災害報道の課題—メディアスクラム・過熱取材批判に向き合う」

※新聞労連の「災害報道に関するアンケート」から見えた課題を登壇者が討論します

<登壇者>

- 阪本真由美さん(兵庫県立大大学院教授=防災教育)
- 近藤誠司さん(関西大准教授=災害ジャーナリズム論)
- 高橋渉さん(新潟日報記者)
- 堀江利雅さん(熊本日新聞記者)
- 机美鈴・新聞労連新研部長(コーディネーター)

13:00～15:00 討論会②

「災害報道の意義とは—

“感動ポルノ”、批判、匿名・実名発表を巡って」

※新聞労連の「災害報道に関するアンケート」から見えた課題を登壇者が討論します

<登壇者>

- 阪本真由美さん(兵庫県立大大学院教授=防災教育)
- 近藤誠司さん(関西大准教授=災害ジャーナリズム論)
- 丹野綾子さん(河北新報記者)
- 久保田剛さん(中国新聞記者)
- 机美鈴・新聞労連新研部長(コーディネーター)

15:15～16:30 ワークショップ

※討論会の内容を基に、参加者がそれぞれの問題意識を持ち寄って討論します。

6月5日(土)

15:00～17:30 分科会「報道関係者の安全確保」

※現場での行動判断やメンタル、被ばくなどの健康被害について登

壇者が討論し、オンラインの参加者と意見交換します

<登壇者>

- 長谷川彰さん（西日本新聞社会部特別編集委員）
- 谷原和憲さん（日本テレビ放送網報道局ニュースセンター専任部長）
- 橋場義之さん（元毎日新聞編集委員、元上智大新聞学科教授）
- 原田浩司さん（共同通信ビジュアル報道局編集委員）
- 渡辺久男さん（福島民友新聞編集局編成部、元浪江支局長）

6月6日（日）

9:30～12:00 住民参加型シンポジウム「被災地を忘れない（長期取材の視点）」

<登壇者>

- 杉本伸一さん（雲仙岳災害記念館長）
- 江川紹子さん（ジャーナリスト、神奈川大特任教授）
- 槌田禎子さん（テレビ長崎記者）
- 臺宏士さん（放送レポート編集委員）
- 金野訓子さん（岩手日報編集局報道部記者）
- 長沼隆之さん（神戸新聞論説副委員長）
- 吉永磨美・新聞労連委員長（コーディネーター）

13:00～15:00 まとめ全体会議

（新聞労連アンケート、プレイベント、分科会の各内容を発表、総括）

長崎マスコミ・文化共闘会議
日本新聞労働組合連合(新聞労連)
新聞労連九州地方連合会
毎日新聞労働組合
日本民間放送労働組合連合会(民放労連)
民放労連九州地方連合会

【報告】

雲仙・普賢岳大火砕流 30 年集会 (雲仙集会)

雲仙・普賢岳大火砕流 30 年 犠牲者追悼 風化を防ぐ

新聞労連や長崎マスコミ・文化共闘会議、新聞労連九州地連、毎日新聞労組、民放労連、民放労連九州地連が、消防団や警察、地元住民、報道関係者を含む 43 人の死者・行方不明者を出した長崎の雲仙・普賢岳の大火砕流発生から 30 年を迎えるにあたり、集会やワークショップを共催した。イベントは、犠牲となった人々を追悼し、災害報道の現場で組合員たちが直面する問題や取材時の安全確保、長期取材における取材のあり方などについて、被災地の住民を交えて話し合った。5 月 30 日のプレイベントは約 70 人が東京を拠点にオンラインで参加。新聞労連新聞研究部が中心となって、民放労連と実施した災害報道を巡る組合員アンケート結果を軸に、過去の災害で直面した様々なケースや被災地のメディアが記憶の風化を防ごうと進めている先進的な事例などが報告された。6 月 6 日は長崎県島原市内を拠点にオンラインで阪神淡路大震災、東日本大震災の被災地である神戸、岩手をつないで集会が開かれ、約 90 人が参加。集会に先立ち 5 日は分科会が開かれた。

長崎拠点に全国つなぐ 6 月 6 日集会

6 月 6 日の「雲仙・普賢岳大火砕流 30 年集会」=写真=は長崎・島原市文化会館を拠点にオンラインで実施した。集会の冒頭には、1991 年 6 月 3 日午後 4 時 8 分に発生した大火砕流の犠牲となった地元消防団の 12 人、警察官 2 人、報道機関にチャーターされたタクシー運転手 4 人、カメラマン、技術スタッフ、記者ら報道関係者 16 人を含む故人 43 人を追悼し、黙とうを捧げた。



主催者を代表して、田中隆・長崎マス共が挨拶した。6 月 3 日に実施された追悼行事や遺族を取材したテレビ長崎のニュース番組を放映した。また、報道関係者が火砕流で亡くなった場所「定点」付近に設置されたモニュメントや被災車両を引き上げて設置した災害遺構を紹介し、シンポジウム「被災地を忘れない（長期取材の視点）」が行われた。

集会には雲仙岳災害記念館の杉本伸一館長▽ジャーナリストで神奈川大特任教授の江川紹子さん▽テレビ長崎の槌田禎子記者▽放送レポート編集委員の臺宏士さん▽神戸新聞の長沼隆之論説副委員長▽岩手日報編集局報道部の金野訓子記者が登壇した。コーディネーターは吉永磨美・新聞労連委員長、全体の司会は長崎国際放送の榎本敏之さんがそれぞれ務めた。

6月6日 雲仙集会 詳報

シンポジウム「被災地を忘れない～長期取材の視点～」の前半には、杉本伸一・雲仙岳災害記念館長が「5月に土石流によって住民避難が始まり最初に問題になったのは報道関係者による無神経な取材活動」と述べ、6月1日に発覚した無人家から電源をマスコミ関係者が無断使用した出来事を引き金に地域を守ろうと警戒にあたった消防団が詰所に戻り、6月3日火砕流によって多くの犠牲者が出た事実について指摘した。杉本さんからは、報道関係者の行動で住民が巻き込まれたという住民感情があり長く放置されたままで三角錐の標識があるだけだったが、この度周辺に埋もれ朽ちている取材車両やタクシーを掘り起こして展示する保存計画が、行政や住民の理解を得て進められてきた経緯も説明された。杉本さんは「設置されたモニュメントは犠牲者への鎮魂と、自然への感謝、祈りと感謝を表していて、今後これを大切にしながら活用していきたい」と語った。

テレビ長崎の樋田禎子記者は、同僚のカメラマン2人、運転手1人が火砕流の犠牲になり、被災車両は竹藪の中に埋もれ串刺しになっていた車両が2年前に掘り起された時のことを振り返った。当時カメラマンの長男が目に涙を浮かべ、「こうしていただいてありがとうございます」と語っていたことに対し、樋田さんは「申し訳なさでいっぱいだった。マスコミの負の部分を負わせた遺族に対する配慮というものが無かったのではないか」と話した。さらに樋田さんは30年を節目に番組を作った際、見た地元の方から「マスコミの反省は確かに伝わってきたが失った命は戻っては来ません」という言葉をかけられたことなどに触れ、「消防団が再度登って犠牲を出さなければいけなかったのか。私たちマスコミはそのことをきちんと弁えていなければいけない」と語った。

ジャーナリストで神奈川大特任教授の江川紹子さんは大砕流から半年経った頃に取材した経験を振り返り、「ある程度の時間の経過はとても重要だ。同僚や家族を亡くされた方が取材に随分応じてくださったが、直後は難しかった。お話を聞くということも時間が大事だ」と述べた。また「報道機関側が思考停止状態だった」という指摘が出ていることについて、江川さんは「(災害報道では)考えるだけではなくて、どうするのかを判断をし、行動するという、一連の流れがうまくいかないようにしてしまう要因が色々ある」と指摘。放送局であればキー局からのプレッシャーがあることに触れながら、江川さんは「仮設住宅で困っているという象徴的な様子を撮ってこいみたいな感じになると被災者とのズレが出てくる」と述べ、「(取材において)反省が出て、失敗の経験は蓄積されているし、蓄積の中で思考し、考えていくということが大事だ」と述べた。

シンポ後半の冒頭には、神戸新聞の長沼隆之さんが「6434人が犠牲になった阪神淡路も発生から26年経った。『関西には大きな地震が来ない』という根拠のない安全安心に浸って無防備だった。残念ながら、島原・雲仙での教訓が伝わっておらずマイナスからの報道だった。今まで振り返って何が届けることができたか、と思う」と話した。社として「この教訓をどう伝えるか課題にしてきた」と述べ、神戸新聞社で行なっている震災の経験者が20、25年の節目で震災の経験のない社員に対して、自らの経験や「今後何をすべきか」について考え、継承する社内勉強会を開催していることを報告。勉強会には講師として市民、関係者を招き、取材先とのパイプをつなげている。

また、長沼さんは「災害の現場は現在進行形だ。現在になってマスコミの取材に応じる遺族が毎年いる。阪神淡路大震災は終わっていない」として、息の長い災害報道のあり方を語った。

岩手日報の金野訓子記者は3年目で、発生直後に出身地の大船渡を志願して現地入りしたことを振り返り、「取材したいという思いと裏腹に津波に襲われた故郷を前にして、カメラを向けることもできず、声もかけられなかった」と話した。

さらに金野さんは、犠牲になった方、行方不明になられた方達の何気ない暮らしぶりや営みをエピソードで伝える紙面企画「忘れない」を紹介。金野さんは、取材を通じ、記者が被災者の人生の一旦に触れる経験をさせてもらっている、として、「10年間への遺族への取材の原点になっている。検証、復興への継続的取材につなげてきた。忘れないという、連絡しないという方もいる。家族が亡くなったこと、震災の受け止めは人それぞれ。そこに誠実に対応していきたい」と語った。

放送レポート編集委員でライターの臺宏士さんは、1985年に日本航空機が群馬県・御巢鷹山に墜落した事故の遺族と現在もつながり続けている記者について紹介した。遺族が年に数回続けている御巢鷹山登山で、当時現場で取材していた記者たちも一緒に山に登り、崩れた山道の整備、風雨で沢の下に埋もれる墓標を掘り起こす作業も含めて、20年以上一緒に行っていることを報告。

臺さんは「遺族から、どの社の誰にお世話になった、など付き合いのある記者の名前が次々に出てくる。遺族の信頼をどうつなぐのかということ、長く取材とは結びつかずなかつたとしても、自分の出来事として生涯にわたって寄り添うという記者の向き合い方が遺族の方が信頼を寄せる背景にある。このような記者の存在が遺族と報道をつなぐ大きな鍵ではないか」と強調した。

さらに臺さんは、このように時間をかけて築いた遺族と記者の信頼関係について「報道界が持つ遺産だ。どれだけこのような遺産を作るかが重要だ」と指摘した。

記者の「安全」考える 6月5日分科会

6月5日は「報道関係者の安全確保」をテーマに分科会を開き、雲仙・普賢岳大火砕流や東日本大震災の取材に関わった記者ら5人が意見を交わした＝写真。



普賢岳で火砕流が始まったのは1991年5月24日で、その2日後には山で防災工事に当たっていた作業員がやけどを負うなどし、山頂から約4キロにある報道陣の取材拠点「定点」の危険性も専門家から指摘されていた。カメラマンとして定点に入ったことがある共同通信ビジュアル報道局編集委員の原田浩司氏は、同僚が火砕流の先端まで近づき無事帰還したことなどから「大丈夫じゃないかと考えがちになった」と回顧。大火砕流発生時に毎日新聞で前線デスクを務めた橋場義之氏は、最も恐れていた被害は梅雨の時期

の土石流だったといい、火砕流の危険性を訴える記事も作成したが「自分たちの安全まで思いが至らなかった」と後悔の念を口にした。

大火砕流では報道陣らの近くで警戒に当たっていた消防団員や警察官も犠牲となった。30年前の取材に携わった日本テレビ報道局ニュースセンター専任部長の谷原和憲氏は、報道陣が定点周辺に居続けたことが、消防団員らの行動の判断材料になっていたと指摘。「取材者の安全を図ることが、住民の安全につながる可能性もあるという視点が雲仙の教訓だ」と述べた。

一方、東京電力福島第一原発事故では、安全確保などの面から、住民が残っていても報道関係者が原発周辺には近づかないという「逆転事象」も起きた。発生当時、福島県いわき市に勤

務していた福島民友新聞記者の渡辺久男氏は、会社の命令で一時的に市外へ避難した経験を語り、「物資が入ってこないため避難したが、現地に残っている人もいた。心残りの面もあった」と心境を吐露した。

コーディネーターを務めた西日本新聞社会部特別編集委員の長谷川彰氏は「慎重に考える会社の上部と、報道の使命を果たそうとする現場が議論をし、安全策を見いだすことがきちんとできる組織になるのが大事だ」とまとめた。

【毎日労組・蓬田正志】

災害報道の課題と意義は 5月30日プレイベント

5月30日、オンラインで開かれた雲仙集会のプレイベント＝写真＝のテーマは「災害報道の課題と意義」。メディアスクラムや情緒的な報道への偏向といった問題について、取材者と研究者らが語り合った。



冒頭、新聞研究部と民放労連が3月から5月にかけて実施した災害報道に関するアンケート結果を紹介した。アンケートは新聞・放送業界の530人が回答。取材者自身が現場で危険な目に遭ったり、休息が取れずに心身の不調を抱えていたりすることや、ヘリ取材の騒音や過熱報道への問題意識など、切実な声や葛藤が報告された。

第1部は「災害報道の課題」として、過熱報道を中心に議論を展開。熊本地震や中越地震の現場でのメディアスクラムについて記者から報告があった。兵庫県立大大学院の阪本真由美教授（防災危機管理）は「避難所でお皿が足りない」と報道されたことで使い切れないほどの物資が届いた事例を紹介。「こういう風に報じたい」と、ストーリーにあてはめていないかと鋭く問いかけた。

第2部「災害報道の意義」では、東日本大震災や西日本豪雨の取材経験から、“感動ポルノ”とも呼ばれる情緒的な報道に偏りがちな傾向や、犠牲者や行方不明者の氏名公表について自治体によって判断の割れる現状について報告があった。関西大の近藤誠司准教授からは「何のための報道なのか」、命を救い、守り、支えるという報道の原点に立ち返り市民の信頼を培う必要性を指摘した。

先駆的な取り組みの紹介もあった。東海圏の民放4社は、大津波警報発令時はヘリの取材エリアを分担する覚書を2年前にかわし、訓練を続けている。朝日放送テレビは阪神大震災25年の節目である昨年、当時の映像をウェブ上で公開を始め、防災教育に役立てられているという。

終盤には少人数の班に分かれたワークショップを実施し、感想や課題を語り合った。今春入社したばかりの若手からは「何ら研修を受けていないが、災害が起きたら自分が行かされる」と不安がる声があった。「その場を乗り切ることで精いっぱい経験が蓄積できていない」との指摘もあった。

プレイベントは、新聞研究部が毎年開催してきた新研中央集会に代えて企画・実施した。イベントに先駆け、各社の災害報道マニュアルを比較・検討したが、ばらつきが大きく、安全性の確保よりも紙面発行に力点を置くところもあった。業界を挙げて災害報道の質の向上と取材者の安全確保に取り組むため、提言の作成や研修の実施など、新聞研究部として活動継続の必要性を実感するイベントだった。

【朝日労組・机美鈴】

災害遺構整備で寄付 協力に感謝



当時の取材拠点「定点」を地元住民らが災害遺構＝写真＝として整備したことに関連し、長崎マスコミ・文化共闘会議や新聞労連、民放労連などが遺構の維持管理に役立ててもらおうと、加盟労組などに寄付を募ったところ、6月末現在で81万2千円の協力が寄せられた。

整備は、島原市の住民でつくる「安中（あんなか）地区町内会連絡協議会」が計画した。30年ぶりに掘り起こされた取材車両や報道機関がチャーターしたタクシー2台の計3台などを展示。

「雲仙普賢岳の災害教訓を未来に活（い）かすことを誓う」との文言が刻まれた石碑、高さ約2メートルの岩を使ったモニュメントも建立されて

いる。

新聞労連などは、2月から支援を呼び掛け、23の単組や地連、友好組合、個人などから善意が寄せられた。一部は3月の災害遺構お披露目の際に住民団体の代表に手渡しており、残りは長崎マス共を通じて贈る。ご協力ありがとうございました。

新聞 労 連



2021年 | No. 1307

7月1日（木）

- 6月6日雲仙30年集会詳報 2
- 女性による女性の相談会 3
- 「鍊成費」救済申し立て 3
- 夏の一時金回答速報 4

※記事、画像、表等の無断転載を禁じます。

日本新聞労働組合連合 | 〒113-0033 東京都文京区本郷2-17-17井門本郷ビル6階

TEL03 (5842) 2201

FAX03 (5842) 2250

http://www.shimbunoren.or.jp

年間購読送料共2000円。組合員の購読料は組合費に含めて徴収しています

雲仙・普賢岳大火砕流30年

犠牲者追悼 風化を防ぐ

新聞労連や長崎マスコミ・文化共闘会議、新聞労連九州地連、毎日新聞労組、民放労連、民放労連九州地連が、消防団や警察、地元住民、報道関係者を含む43人の死者・行方不明者を出した長崎の雲仙・普賢岳の大火砕流発生から30年を迎えるにあたり、集会やワークショップを共催した。イベントは、犠牲となった人々を追悼し、災害報道の現場で組合員たちが直面する問題や取材時の安全確保、長期取材における取材のあり方などについて、被災地の住民を交えて話し合った。5月30日のプレイベントは約70人が東京を拠点にオ

ンラインで参加。新聞労連新聞研究部が中心となって、民放労連と実施した災害報道を巡る組合員アンケート結果を軸に、過去の災害で直面した様々なケースや被災地のメディアが記憶の風化を防ごうと進めている先進的な事例などが報告された。6月6日は長崎県島原市内を拠点にオンラインで阪神淡路大震災、東日本大震災の被災地である神戸、岩手をつないで集会が開かれ、約90人が参加。集会に先立ち5日は分科会が開かれた。

(2面に関連記事)



主催者を代表して、田中隆・長崎マス共が挨拶した。6月3日に実施された追悼行事や遺族を取材したテレビ長崎のニュース番組を放映した。また、報道関係者が火砕流で亡くなった場所「定点」付近に設置されたモニュメントや被災車両を引き上げて設置した災害遺構を紹介し、シンポジウム「被災地を忘れない（長期取材の視点）」が行われた。

集会には雲仙岳災害記念館の杉本伸一館長▽ジャーナリストで神奈川大特任教授の江川紹子さん▽テレビ長崎の榎田禎子記者▽放送レポート編集委員の臺宏士さん▽神戸新聞の長沼隆之論説副委員長▽岩手日報編集局報道部の金野訓子記者が登壇した。コーディネーターは吉永磨美・新聞労連委員長、全体の司会は長崎国際放送の榎本敏之さんがそれぞれ務めた。

長崎拠点に全国つなぐ 6月6日集会

6月6日の「雲仙・普賢岳大火砕流30年集会」＝写真＝は長崎・島原市文化会館を拠点にオンラインで実施した。集会の冒頭には、1991年6月3日午後4時8分に発生した大火砕流の犠牲と

なった地元消防団の12人、警察官2人、報道機関にチャーターされたタクシー運転手4人、カメラマン、技術スタッフ、記者ら報道関係者16人を含む故人43人を追悼し、黙とうを捧げた。

記者の「安全」考える 5日分科会

6月5日は「報道関係者の安全確保」をテーマに分科会を開き、雲仙・普賢岳大火砕流や東日本大震災の取材に関わった記者ら5人が意見を交わした＝写真＝。

普賢岳で火砕流が始まったのは1991年5月24日で、その2日後には山で防災工事に当たっていた作業員がやけどを負うなどし、山頂から約4キロにある報道陣の取材拠点「定点」の危険性も専門家から指摘されていた。カメラマンとして定点

に入ったことがある共同通信ビジュアル報道局編集委員の原田浩司氏は、同僚が火砕流の先端まで近づき無事帰還したことなどから「大丈夫じゃないかと考えがちになった」と回顧。大火砕流発生時に毎日新聞で前線デスクを務めた橋場義之氏は、最も恐れていた被害は梅雨の時期の土石流だったといい、火砕流の危険性を訴える記事も作成したが「自分たちの安全まで思いが至らなかった」と後悔の念を口にした。

大火砕流では報道陣らの近くで警戒に当たっていた消防団員や警察官も犠牲となった。30年前の取材に携わった日本テレビ報道局ニュースセンター専任部長の谷原和憲氏は、報道陣が定点周辺に居続けたことが、消防団員らの行動の判断材料になっていたと指摘。「取材者の安全を図ることが、住民の安全につながる可能性もあるという視点が雲仙の教訓だ」と述べた。

一方、東京電力福島第一原発事故では、安全確保などの面から、住民が残っていても報道関係者が原発周辺には近づかないという「逆転事象」も起きた。発生当時、福島県いわき市に勤務していた福島民友新聞記者の渡辺久男氏は、会社の命令

で一時的に市外へ避難した経験を語り、「物資が入ってこないため避難したが、現地に残っている人もいた。心残りの面もあった」と心境を吐露した。

コーディネーターを務めた西日本新聞社会部特別編集委員の長谷川彰氏は「慎重に考える会社の上部と、報道の使命を果たそうとする現場が議論をし、安全策を見いだすことがきちんとできる組織になるのが大事だ」とまとめた。

【毎日労組・蓬田正志】



災害遺構整備で寄付 協力に感謝

当時の取材拠点「定点」を地元住民らが災害遺構＝写真＝として整備したことに関連し、長崎マスコミ・文化共闘会議や新聞労連、民放労連などが遺構の維持管理に役立ててもらおうと、加盟労組などに寄付を募ったところ、6月末現在で81万2千円の協力が寄せられた。

整備は、島原市の住民でつくる「安中（あんなか）地区町内会連絡協議会」が計画した。30年ぶりに掘り起こされた取材車両や報道機関がチャーターしたタクシー2台の計3台などを展示。「雲仙普賢岳の災害教訓を未来に活（い）かすことを誓う」との文言が刻まれた石碑、高さ約2メートルの岩を使ったモニュメントも建立されている。

新聞労連などは、2月から支援を呼び掛け。23の単組や地連、友好組合、個人などから善意が寄せられた。一部は3月の災害遺構お披露目の際に住民団体の代表に手渡しており、残りは長崎マス共を通じて贈る。ご協力ありがとうございました。

道新記者逮捕 当該者守るため連帯確認

北海道旭川市内にある旭川医科大学で6月22日午後、取材中の北海道新聞労組の20代組合員が大学職員に取り押さえられ、北海道警察は、大学関係者が建造物侵入の容疑で現行犯逮捕したと発表した。記者は48時間身柄拘束された。組合員はパワーハラスメントなどで問題になっている学長の解任を巡っての会議を取材中で、報道機関が集まっていた。取材活動のため、会議を開催している建物に入ったとされる。

事件発生後、新聞労連本部は、北海道新聞労組と連絡を取り、業務中に逮捕された当該組合員の心身保護や他の組合員が安心して働ける環境を求め、今回の事案の説明を行うことを北海道新聞に働きかけるなど、北海道新聞労組の支援を行なっている。この事案は6月29日実施の拡大中央執行委員会でも議論され、北海道新聞労組支援で連帯することが確認された。今後、新聞労連は労組として情報収集に努め、精査しながら対応していく方針。

災害報道の課題と意義は 5月30日イベント

5月30日、オンラインで開かれた雲仙集会のイベント＝写真＝のテーマは「災害報道の課題と意義」。メディアスクラムや情緒的な報道への偏向といった問題について、取材者と研究者らが語り合った。

冒頭、新聞研究部と民放労連が3月から5月にかけて実施した災害報道に関するアンケート結果を紹介した。アンケートは新聞・放送業界の530人が回答。取材者自身が現場で危険な目に遭ったり、休息が取れずに心身の不調を抱えていたりすることや、ヘリ取材の騒音や過熱報道への問題意識など、切実な声や葛藤が報告された。

第1部は「災害報道の課題」として、過熱報道を中心に議論を展開。熊本地震や中越地震の現場でのメディアスクラムについて記者から報告があった。兵庫県立大大学院の阪本真由美教授(防災危機管理)は「避難所でお皿が足りない」と報道されたことで使い切れないほどの物資が届いた事例を紹介。「こういう風に報じたい」と、ストーリ

ーにあてはめていないかと鋭く問いかけた。

第2部「災害報道の意義」では、東日本大震災や西日本豪雨の取材経験から、「感動ポルノ」とも呼ばれる情緒的な報道に偏りがちな傾向や、犠牲者や行方不明者の氏名公表について自治体によって判断の割れる現状について報告があった。関西大の近藤誠司准教授からは「何のための報道なのか」、命を救い、守り、支えるという報道の原点に立ち返り市民の信頼を培う必要性を指摘した。

先駆的な取り組みの紹介もあった。東海圏の民放4社は、大津波警報発令時はヘリの取材エリアを分担する覚書を2年前にかわし、訓練を続けている。朝日放送テレビは阪神大震災25年の節目である昨年、当時の映像をウェブ上で公開を始め、防災教育に役立てられているという。

終盤には少人数の班に分かれたワークショップを実施し、感想や課題を語り合った。今春入社したばかりの若手からは「何ら研修を受けていないが、災害が起きたら自分が行かされる」と不安が



る声があった。「その場を乗り切ることで精いっぱい経験が蓄積できていない」との指摘もあった。

イベントは、新聞研究部が毎年開催してきた新研中央集会に代えて企画・実施した。イベントに先駆け、各社の災害報道マニュアルを比較・検討したが、ばらつきが大きく、安全性の確保よりも紙面発行に力点を置くところもあった。業界を挙げて災害報道の質の向上と取材者の安全確保に取り組むため、提言の作成や研修の実施など、新聞研究部として活動継続の必要性を実感するイベントだった。

【朝日労組・机美鈴】

6月6日雲仙集会詳報

シンポジウム「被災地を忘れない～長期取材の視点～」の前半には、杉本伸一・雲仙岳災害記念館長が「5月に土石流によって住民避難が始まり最初に問題になったのは報道関係者による無神経な取材活動」と述べ、6月1日に発覚した無人家から電源をマスコミ関係者が無断使用した出来事を引き金に地域を守ろうと警戒にあたった消防団が詰所に戻り、6月3日火砕流によって多くの犠牲者が出た事実について指摘した。杉本さんからは、報道関係者の行動で住民が巻き込まれたという住民感情があり長く放置されたままで三角錐の標識があるだけだったが、この度周辺に埋もれ朽ちている取材車両やタクシーを掘り起こして展示する保存計画が、行政や住民の理解を得て進められてきた経緯も説明された。杉本さんは「設置されたモニュメントは犠牲者への鎮魂と、自然への感謝、祈りと感謝を表していて、今後これを大切にしながら活用していきたい」と語った。

テレビ長崎の樋田禎子記者は、同僚のカメラマン2人、運転手1人が火砕流の犠牲になり、被災車両は竹藪の中に埋もれ串刺しになっていた車両が2年前に掘り起された時のことを振り返った。当時カメラマンの長男が目には涙を浮かべ、「こうしていただいてありがとうございます」と語っていたことに対し、樋田さんは「申し訳なさでいっただった。マスコミの負の部分を負わせた遺族に対する配慮というものが無かったのではないかと話した。さらに樋田さんは30年を節目に番組を作った際、見た地元の方から「マスコミの反省は確かに伝わってきたが失った命は戻っては来ません」という言葉をかけられたことなどに触れ、「消防団が再度登って犠牲を出さなければいけなかったのか。私たちマスコミはそのことをきちん

と弁えていなければいけない」と語った。

ジャーナリストで神奈川大特任教授の江川紹子さんは大津波から半年経った頃に取材した経験を振り返り、「ある程度の時間の経過はとても重要だ。同僚や家族を亡くされた方が取材に随分応じてくださったが、直後は難しかった。お話を聞くということも時間が大事だ」と述べた。また「報道機関側が思考停止状態だった」という指摘が出ていることについて、江川さんは「(災害報道では)考えるだけではなくて、どうするのかを判断をし、行動するという、一連の流れがうまくいかないようにしてしまう要因が色々ある」と指摘。放送局であればキー局からのプレッシャーがあることに触れながら、江川さんは「仮設住宅で困っているという象徴的な様子を撮ってこいみたいな感じになると被災者とのズレが出てくる」と述べ、「(取材において)反省が出て、失敗の経験は蓄積されているし、蓄積の中で思考し、考えていくということが大事だ」と述べた。

シンポ後半の冒頭には、神戸新聞の長沼隆之さんが「6434人が犠牲になった阪神淡路も発生から26年経った。『関西には大きな地震が来ない』という根拠のない安全安心に浸って無防備だった。残念ながら、島原・雲仙での教訓が伝わっておらずマイナスからの報道だった。今まで振り返って何が届けることができたか、と思う」と話した。社として「この教訓をどう伝えるか課題にしてきた」と述べ、神戸新聞社で行なっている震災の経験者が20、25年の節目で震災の経験のない社員に対して、自らの経験や「今後何をすべきか」について考え、継承する社内勉強会を開催していることを報告。勉強会には講師として市民、関係者を招き、取材先とのパイプをつなげている。

また、長沼さんは「災害の現場は現在進行形だ。現在になってマスコミの取材に応じる遺族が毎年いる。阪神淡路大震災は終わっていない」として、

息の長い災害報道のあり方を語った。

岩手日報の金野訓子記者は3年目で、発生直後に出身地の大船渡を志願して現地入りしたことを振り返り、「取材したいという思いと裏腹に津波に襲われた故郷を前にして、カメラを向けることもできず、声もかけられなかった」と話した。

さらに金野さんは、犠牲になった方、行方不明になられた方達の何気ない暮らしぶりや営みをエピソードで伝える紙面企画「忘れない」を紹介。金野さんは、取材を通じ、記者が被災者の人生の一旦に触れる経験をさせてもらっている、として、「10年間への遺族への取材の原点になっている。検証、復興への継続的取材につなげてきた。忘れないという、連絡しないでという方もいる。家族が亡くなったこと、震災の受け止めは人それぞれ。そこに誠実に対応していきたい」と語った。

放送レポート編集委員でライターの高宏士さんは、1985年に日本航空機が群馬県・御巢鷹山に墜落した事故の遺族と現在もつながり続けている記者について紹介した。遺族が年に数回続けている御巢鷹山登山で、当時現場で取材していた記者たちも一緒に山に登り、崩れた山道の整備、風雨で沢の下に埋もれる墓標を掘り起こす作業も含めて、20年以上一緒に行っていることを報告。

高さんは「遺族から、どの社の誰にお世話になった、など付き合いのある記者の名前が次々に出てくる。遺族の信頼をどうつなぐのかということ、長く取材とは結びつかなかったとしても、自分の出来事として生涯にわたって寄り添うという記者の向き合い方が遺族の方が信頼を寄せる背景にある。このような記者の存在が遺族と報道をつなぐ大きな鍵ではないか」と強調した。

さらに高さんは、このように時間をかけて築いた遺族と記者の信頼関係について「報道界が持つ遺産だ。どれだけこのような遺産を作るかが重要だ」と指摘した。

人生 ロードバイクとともに 野田 華奈子(中国地連委員長＝中国労組)



クロモリのロードバイクで平和記念公園(広島市)へ。休日の相棒だ



45

この身一つを原動力に、果てしなく景色を切り開けるような爽快感。私の人生はロードバイクとともにある。7年前、山口県の岩国支局へ赴任した際、社の先輩や同僚に誘われ趣味で始めた。

休日に数十キロから100キロ程度、島や山を駆け巡る。世界中のサイクリストを魅了する「しまなみ海道」を渡って多島美を堪能したり、日本海を眺めに島根県浜田市まで往復したりと、冒険は尽きない。

世界観が変わったのは2019年。フランスで4年に1回開かれるパリ・ブレスト・パリ(PBP)というロングライドのイベントに出場した。1200キロを90時間で走破するのだが、世界各国から数千人が参加し、コース沿いの街はまるでお祭り。地元民の声援に勇気をもらい、各国の参加者と互いを奮い立たせ、昼夜ひたすらペダルを踏み進める。フランスの大地を舞台にしたロールプレイングゲーム、とでも例えようか。そのスケールの大きさは、地球の輪郭をなぞっているようで心躍った。残念ながら、私は1000キロ地点で

トラックに追突される交通事故に遭い、そこでリタイヤを余儀なくされた。心優しい地元の人に助けられる機会が多々あり、自転車がいかにヨーロッパの文化として浸透しているか、各国の「共通言語」になり得るかを知った。

そして性懲りもなく、私の目標は2023年の次回PBPの完走だ。新たにクロモリ(鉄)のオーダーメイドで2台目のロードバイクを迎え、「人馬一体」となっていく過程も楽しんでいる。組合での活動を通じ、ワークライフバランスの観点からも「オフスイッチ」を持つことは必要だと常々思う。日常のスピードと視点を少し外すことで、新聞人の感覚をさらに研ぎ澄ませたい。

(※2019年PBPのエッセイをFacebook上に綴っています。「サドルの上からBonjour」で検索してみてください)

こちら新研部です

労連機関紙 2021年1月1日号

「政権に狙われても、決して黙らない」
フィリピンニュースサイト「ラップラー」編集長 マリア・レッサさん

フィリピンのドゥテルテ政権は2016年の発足以降、麻薬犯罪容疑者の殺害もいとわない強権的な治安対策を続けている。人権無視の手法を批判してきたレッサさんは政権に目の敵にされ、無理筋の捜査の対象になってきた。それでも声を上げ続ける。「沈黙は敗北」だと信じるからだ。
【共同通信労組・岩橋拓郎】

—最近のドゥテルテ政権をどう見ますか。

コロナ禍に乗じて強権主義体質を強めており、以前に増して問題ばかりだ。コロナ感染者が増え続けていた20年5月には、政権に批判的な報道をした民放最大手ABS-CBNに放送停止を命じた。同年7月には、治安当局の権限をさらに強化させる「反テロ法」を成立させた。この法律はテロの定義が曖昧で、政権に批判的な人物が恣意的に拘束、処罰されかねない危うさがある。コロナ禍で人々が生活維持に必死になっている隙に、気に入らないメディアを弾圧し、萎縮させようとしている。

—19年にはレッサさん自身も逮捕され、公判が続いています（現在は保釈中）。

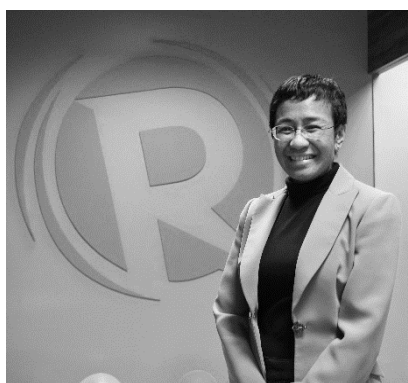
ラップラーが12年にサイトに掲載した、当時の最高裁長官と実業家の癒着を問う調査報道の記事が名誉毀損罪に問われたが、適用された法律は記事掲載後に施行されたものだった。恣意的な法の運用で、茶番であり報道の自由への攻撃でもある。昼間にラップラー本社に捜査員が来て私を連行した。見せしめの狙いがあったのだろう。この政権はジャーナリストをゲリラとみなしているかのようだ。ジャーナリストの仕事が質問を重ね、真実を追求することだと理解していない。

—日本でもメディアへの風当たりは強い。

どこの国でも、民主主義が崩れかけようとしているとき、最初に攻撃されるのは報道機関。もしジャーナリストが独立していなかったら、もし権力内部の真実をつかみ取ろうとしなかったら、市民は簡単に権力に操られてしまう。

—政権に狙われ、恐怖を感じたことはありませんか。

現政権になって得た教訓は、政権がどんなに脅してこようと気にしないということ。威嚇に屈して報道内容を変えたら敗北してしまう。沈黙も敗北と同じ。市民はジャーナリストの仕事をきちんと見てくれていると信じ、どんな環境でもいつもと同じように仕事をする。それが報道の自由を守るための闘いなのだと思う。



【マリア・レッサ】1963年マニラ生まれ。米CNNテレビのマニラ、ジャカルタ両支局長を務め、2012年にラップラーを共同創業。18年、米タイム誌「パーソン・オブ・ザ・イヤー（今年の人）」に選ばれた。

2021年3月1日号

合理的に働き、教養で勝負を まにら新聞 編集長 石山永一郎さん

フィリピン・マニラに拠点を置く邦字紙「日刊まにら新聞」は、1992年の創刊からほぼ毎日発行されてきた。日本人とフィリピン人の計約40人のスタッフが取材、編集、営業、配送を担い、1面は地元ネタで飾るのが特徴だ。新聞労連新研部副部長を務めたこともある石山永一郎編集長（元共同通信編集委員）に話を聞いた。 【共同労組・岩橋拓郎】

—共同通信を定年退職して4年近く。日本メディアの報道や働き方を振り返って思うことは。

若い頃は月200時間超の過勤をしても当たり前になっていたが、今の時代、そういう働き方をしていたら若い人はメディア業界を敬遠してしまう。働き方を変えることが必要だ。ただ、この仕事はいつでも仕事のことを考えてしまう難しさもある。24時間ジャーナリストでいるのだからそこは仕方ない。言いたいのは、義務として働く時間は一定にして、勤務時間外にやりたい取材のための勉強をしたり、実際に取材をしに行ったりする時間的・精神的余裕が必要ということ。合理的な働き方にシフトしていくことが大切ではないか。

—フィリピンメディアの特徴は。

フィリピンはアジアの中では報道の自由度が高い。タブーはないが、発表ものや記者会見での発言を取り上げただけの記事が多い。ジャンルは政治に偏りがあり、庶民の生活、消費者目線の記事は物足りない。庶民も政治への関心が高いことを反映していると言える。フィリピンでも新聞離れは深刻。以前は警備員が暇つぶしにタブロイド紙を読み、クロスワードをやって新聞に親しんでいたものだが、今はみんなフェイスブックになった。抱える悩みは日本と同じだ。

—まにら新聞の立ち位置は。

日比の相互理解、友好親善を第一に掲げている。日本外交や日本大使館の業務の監視も重要な役割。フィリピン在留邦人は約1万7千人で、その小さなコミュニティー向けのハイパーローカル紙であると同時に、人口1億人超の国の姿を描くグローバルな性格も持ち合わせている。中国や米国との関係も書くし、日本人学校の卒業式も書く。

—日本メディアの若い世代にメッセージを。

体力は重要だが、最後は教養の勝負。時には自分の専門分野以外の本を読むのも大切。記事を書く上で読書量と経験がものを言う。



【いしやま・えいいちろう】1957年生まれ。82年共同通信入社。マニラ支局長、ワシントン特派員、編集委員などを歴任し、2017年定年退社。



こちら新研部です

号	回	人物	担当		
2016年					
5月号	第1回	NEWS23前アンカー	岸井成格	毎日労組	大迫麻紀子
6月号	第2回	ジャーナリスト	青木理	時事労組	中村進午
7月号	第3回	ハイスピード		京都労組	高元昭展
8月号	第4回	京都大学大学院教授	曾我部真裕	朝日労組	渡義人
9月号	第5回	広島平和記念資料館元館長	原田浩	中国労組	金崎由美
10月号	第6回	台湾中央通信社東京支局長	楊明珠	共同労組	木梨孝亮
11月号	第7回	神奈川新聞記者	石橋学	時事労組	中村進午
12月号	第8回	東京工業大学ラバーナッツ研究教育院准教授	西田亮介	朝日労組	太田航
2017年					
1月号	第9回	yahooメディアアτζ 初部部长	祝前伸光	共同労組	津村一史
3月号	第10回	宮崎県立農業大学校校長	後藤俊一	宮日労組	成田和実
5月号	第11回	反原発・かごしまネット事務局長	杉原洋	南日本労組	小野智弘
6月号	第12回	高知新聞報道部副部長	池一宏	高知労組	植村慎一郎
7月号	第13回	毎日新聞社・用語委員会用語幹事	岩佐義樹	毎日労組	稲益達朗
10月号	第14回	いのち リスパクト。初任者研修キャンペーン 代表	明智カイト	朝日学生労組	八木みどり
11月号	第15回	昭和大学医学部教授	岩波明	新聞協会労組	斎藤甫
12月号	第16回	週刊文春編集長	新谷学	朝日労組	能田英二
				毎日労組	笈田直樹
2018年					
2月号	第17回	衆議院議員	辻元清美	毎日労組	笈田直樹
3月号	第18回	朝日新聞秩父支局長	高山顕治	朝日労組	能田英二
5月号	第19回	元陸上競技選手	為末大	報知労組	加藤弘士
		コラムニスト	小田嶋隆	時事労組	山中貴裕
6月号	第20回	東京大学大学院准教授	関谷直也	共同労組	黒崎正也
9月号	第21回	弁護士	海渡雄一	時事労組	山中貴裕
11月号	第22回	情報公開クワリツグハウス 理事長	三木由希子	共同労組	橋本新治
12月号	第23回	お笑い芸人	プチ鹿島	報知労組	加藤弘士
2019年					
4月号	第24回	毎日新聞専門編集委員	与良正男	共同労組	橋本新治
6月号	第25回	東京大大学院情報学環 教授	林香里	共同労組	橋本新治
11月号	第26回	弁護士	上平加奈子	朝日労組	高橋健次郎
2021年					
1月号	第27回	ニュースサイト「ラップラー」(フィリピン)編集長	マリア・レッサ	共同労組	岩橋拓郎
3月号	第28回	まにら新聞 (フィリピン) 編集長	石山永一郎	共同労組	岩橋拓郎

災害報道アンケート

災害取材経験者が対象のアンケート

【新聞労連】3月18日～4月9日 回答者422人

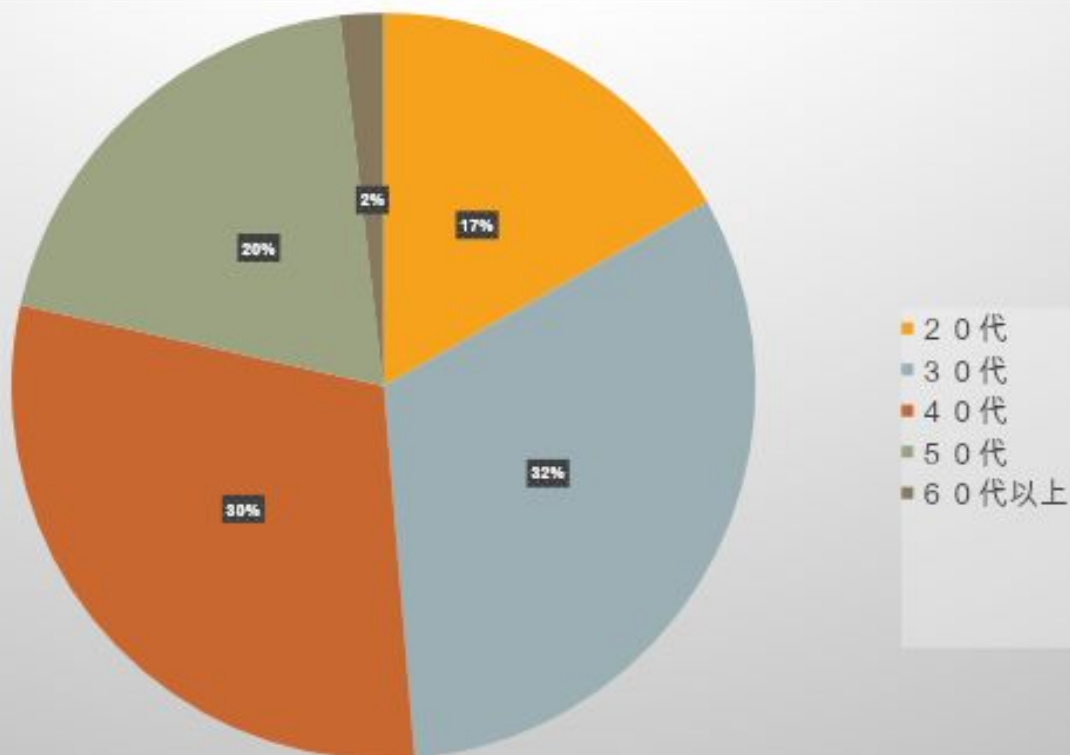
(全国紙66%、地方紙・ブロック紙19%、通信社14%)

【民放労連】4月14日～5月13日 回答者108人

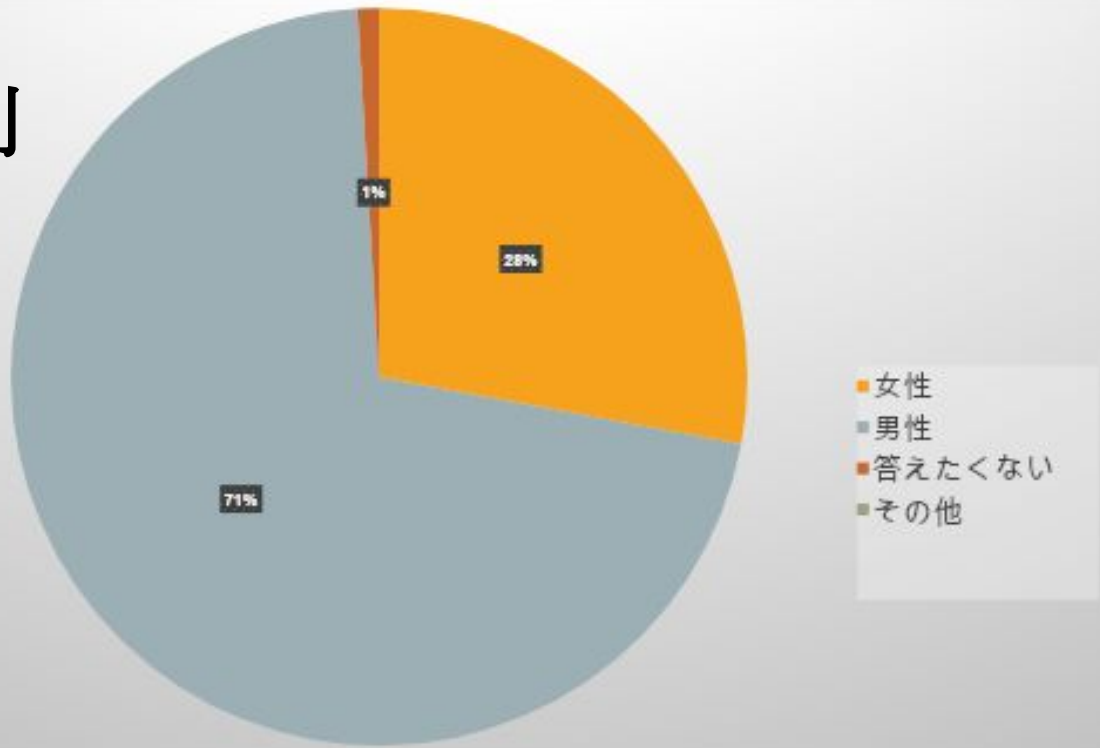
(地方局60%、準キー局16%、キー局12%)

※二つのアンケートを合算した、530人の回答を紹介

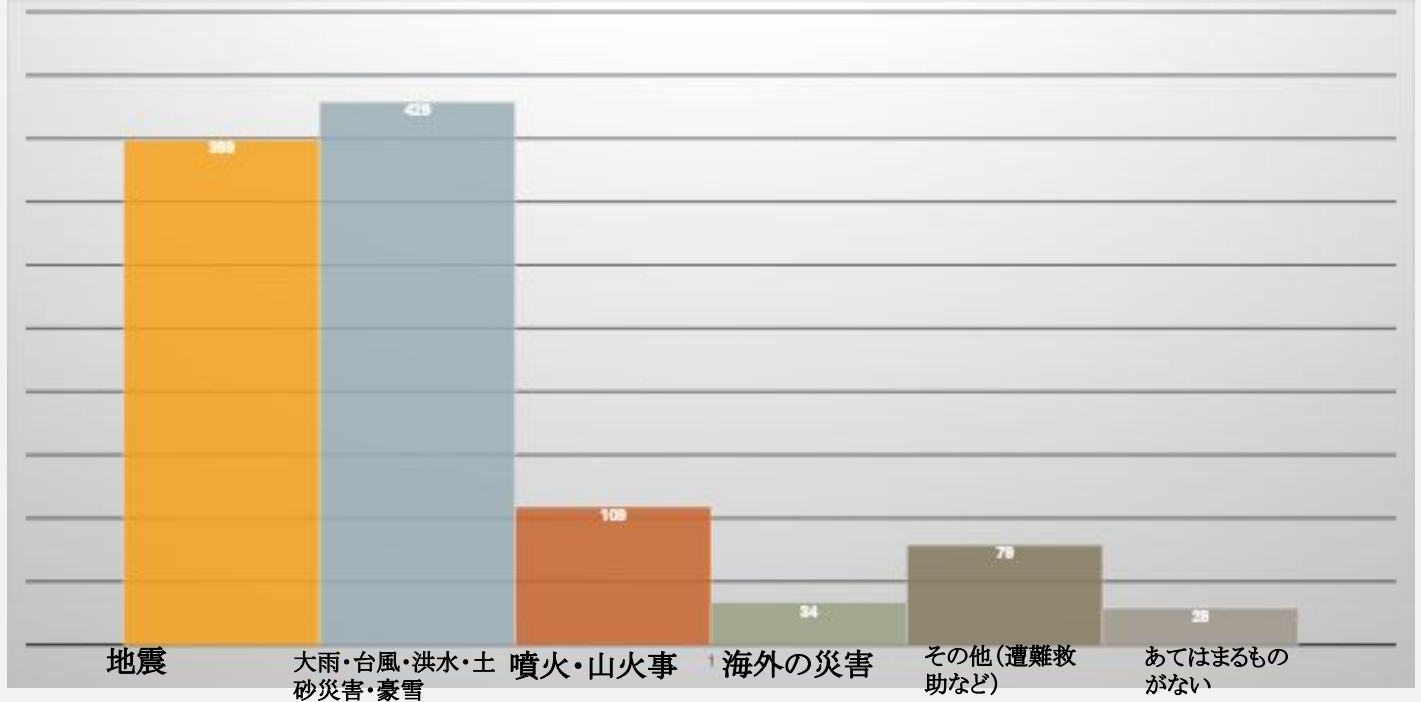
年代



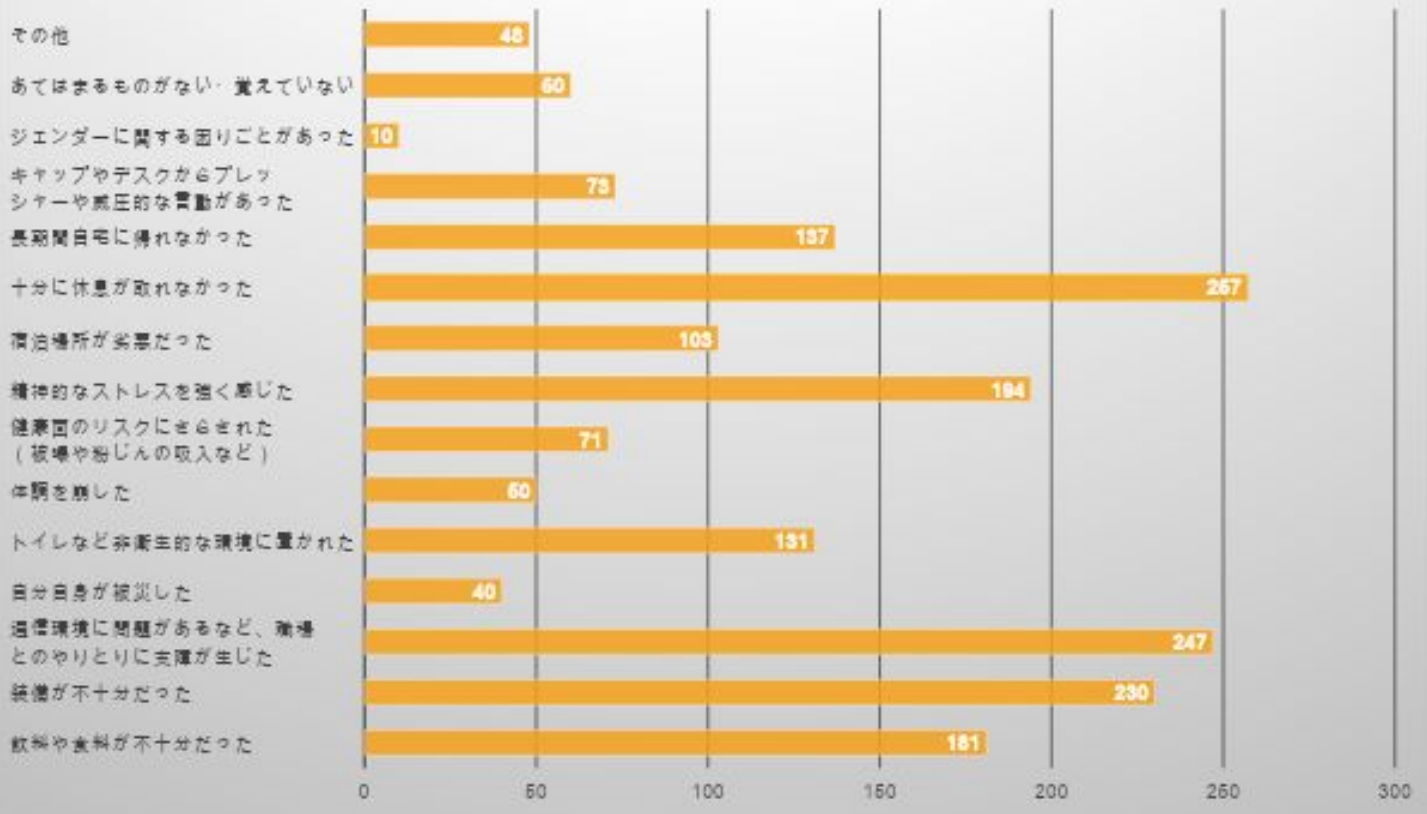
性別



取材した自然災害の種類



取材現場で経験した「困りごと」

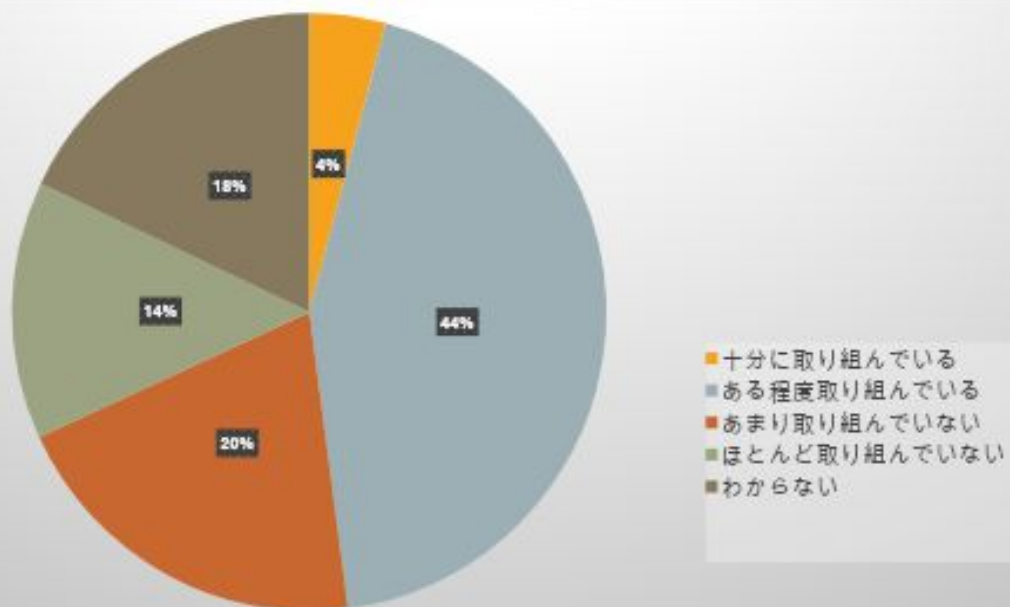


自由記述から

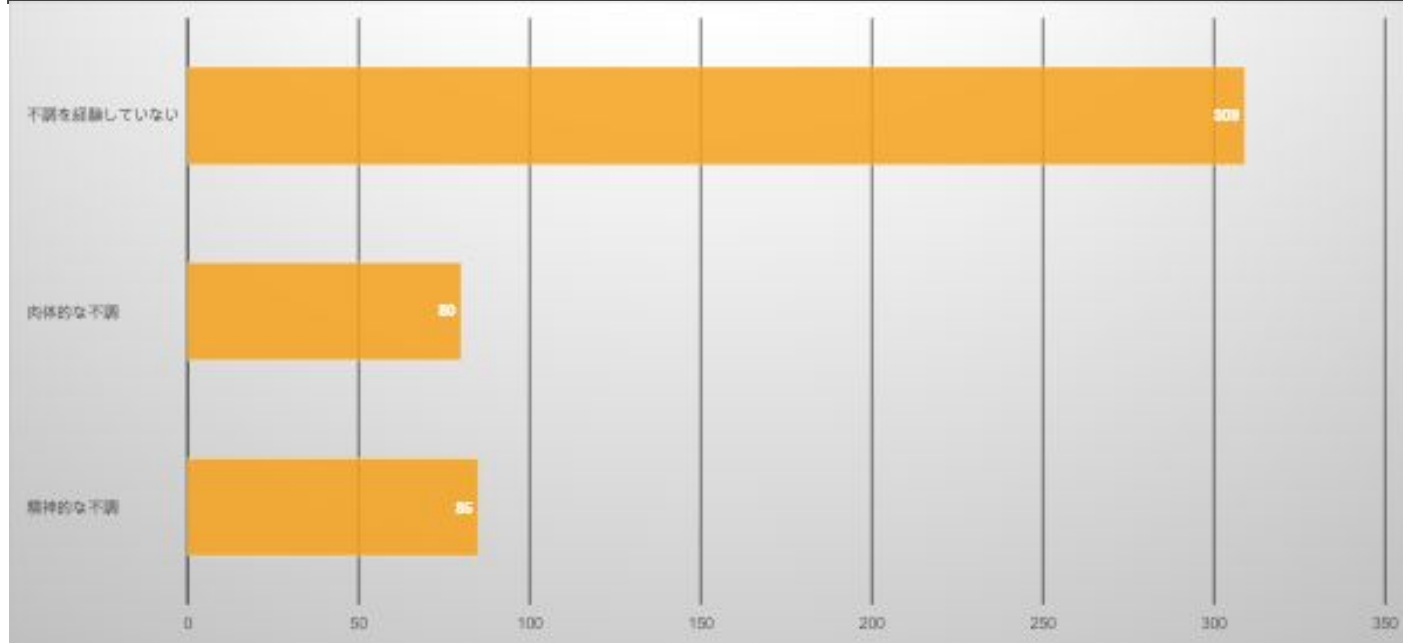
- 避難指示が出る中、あふれるほど増水した川沿いの移動を命じられた。災害取材マニュアルが全く守られない。もはや犠牲者がでないと問題化できない(全国紙・20代女性)
- 山奥の雪崩現場に1人で向かった。膝の高さほどの小さな雪崩を何カ所か突っ切った。上司からは「無理はしなくていい」と言われていたが、入社2年目で危険かどうかの判断もできず、現場に到達したい気持ちが先走っていた(地方紙・30代男性)
- 食料や燃料、通信手段の確保などは現地任せで、後方支援が著しく他社より劣っていた(全国紙・50代男性)

- 取材現場でのリスクマネジメントは基本、記者任せ。現場の状況を確認する手段もなく、記者自身がクルーの命や安全を守る義務を負わされた（地方局・30代男性）
- 東日本大震災の際、上司から「海の様子を見に行け」と言われ、行かされた。（地方紙・30代女性）
- あえて水害のど真ん中に突入させられたあげく、取材のために救命ボートで帰ってこいと言われた（全国紙・40代女性）
- 避難所のお手洗いを借りることもはばかられ、長時間我慢した。福島県内に取材に行った際は線量が高く、卵子に影響しないかと不安で、車から降りられなかった（キー局・30代女性）

会社や上司は把握し、再発防止に取り組んでいるか



心身の不調の経験の有無



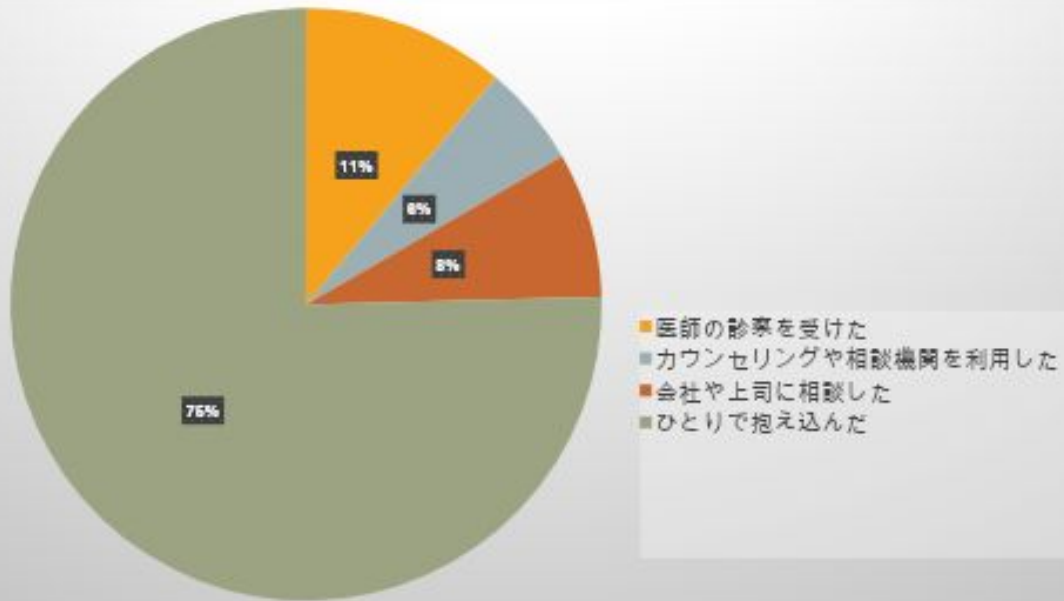
自由記述から

- 東日本大震災で多くの遺体を見た。現場に行きたくないとは言えなかった。約2週間で東京に戻ったが、1日休んだだけで内勤作業に回された。(全国紙・40代男性)
- かつて勤務した土地に応援派遣されたが、知り合いが災害で亡くなり、被災前の光景が跡形もなく崩壊していて茫然自失の状態が続き、取材どころではなかった。(全国紙・50代男性)
- 災害報道時のサポート態勢が不十分で、信頼度が薄くなり、普段の仕事でも不信感を持つようになった(地方局・40代答えたくない)
- 被災地で邪魔者扱いされた。無力感にさいなまれ、自分の仕事は意味があるのかと悩んだ(地方紙・30代女性)

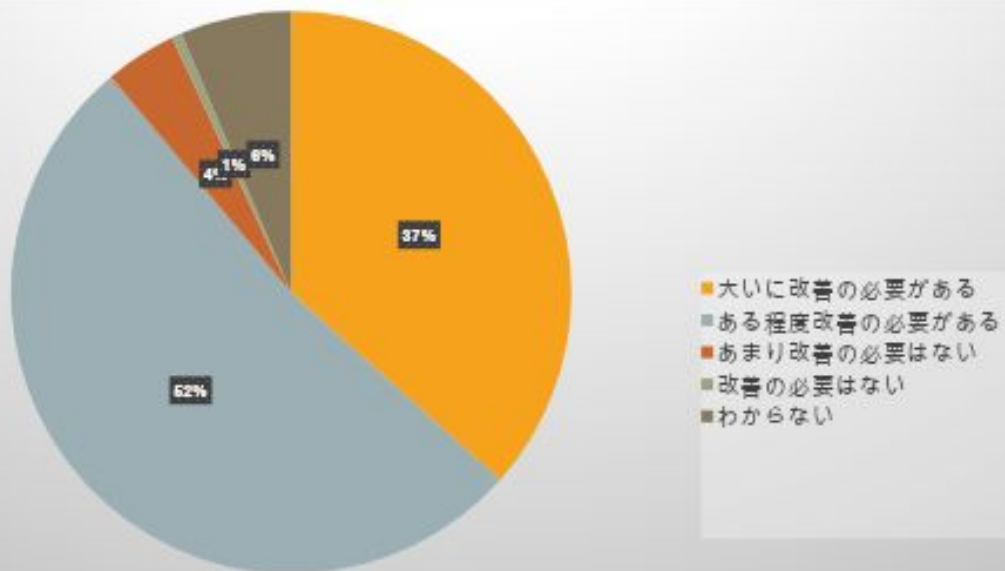
- 制作会社のカメラマンです。救出活動やボランティア活動の作業などの撮影は、自分は何もできないのかと、無力感と罪悪感を感じます。これが自分の仕事と言い聞かせていますが、正直心が痛みます(番組制作会社・40代男性)
- 河川氾濫後の取材中に下痢になった。現場は下水道があふれ、消毒用の石灰を撒いていた。衛生環境に原因があったのではないかと思う(全国紙・30代男性)
- 東日本大震災取材で沿岸部への宿泊が続き、小学生以来となる喘息の症状が出た(地方局・30代男性)
- 被ばくの可能性があるが、すぐに影響が出ないので、よく分からない。将来的に何らかの病気になっても因果関係は分からない。(通信社・40代男性)

- 東日本大震災の揺れを福島で経験し、高層ビルに入るのが怖くなった。また空を見上げると吸い込まれそうな感覚が数年続いた。(全国紙・40代男性)
- 応援取材で入ったその日に熊本地震の本震を経験。以来、震度3、4の地震でも恐怖を感じてしまう(全国紙・40代男性)
- よどんだ水を見ると気分が滅入る(全国紙・30代男性)
- 心のケアの面から、情報共有する場があったらいいと思う。例えば、過去の災害取材をした先輩の話を聞けるなど。組合の集まりで話を聞く機会があり、心に残っている。つらい思いを他の人も抱えている、自分だけではないと思えて、支えになった。(ラジオ局・40代女性)

心身の不調にどう対処したか

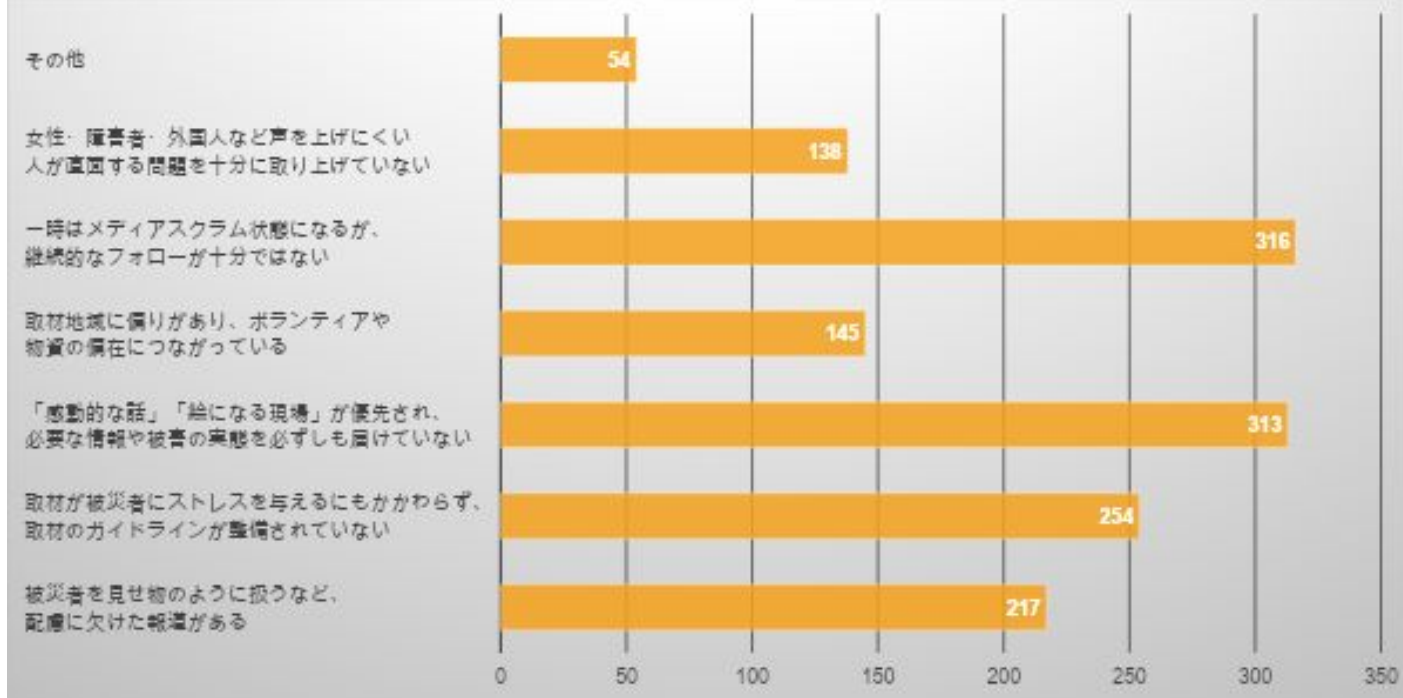


現状の災害報道への考え

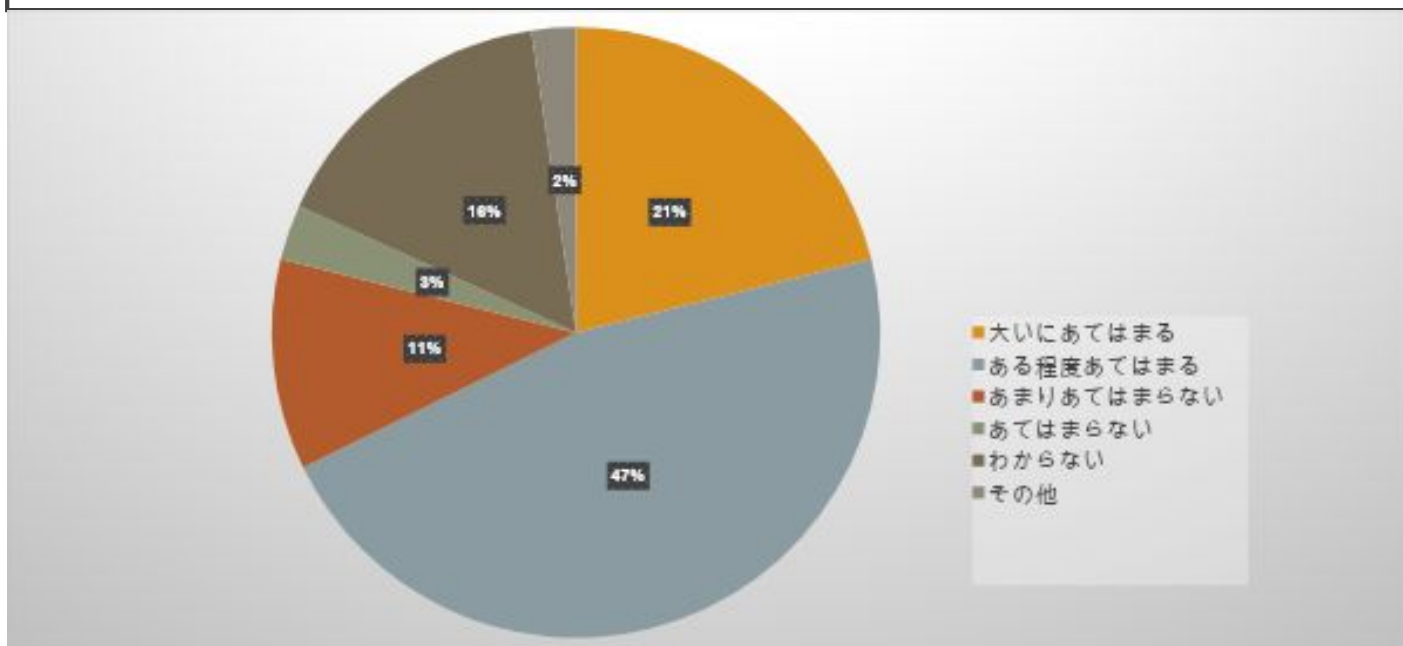


改善の必要性を指摘する声が9割

改善が必要だと思う報道は



福島原発事故報道が「不十分」との批判について



自由記述から

- 被災地の課題は継続的で、そんなにコロコロ変わるものでもないのに、そもそも新しい視点で報道するのが難しい。取材すれば取材するほど視点がマニアックになり一般の読者には分かりにくい。現場の記者はそういった課題に頭を抱えながらも必死に取材している。(全国紙・30代男性)
 - 特に福島から離れた地域で報道が少なく、風化が進んでいると感じる(全国紙・50代女性)
 - 東京目線がある程度求められ、現地の空気感とずれのある報道になることが少なくない。また、会社の体力的な問題もあり、現場の支局の体制が十分でない(全国紙・40代男性)
 - 立ち入り制限で取材を控えたのは初期段階に限られ、記者はあの手この手で警戒区域にアクセスを試み、取材していた(通信社・30代男性)
-
- 一般の人間が容易に立ち入れない場所だからこそ、詳細な報道は必要。だが、放射線量が下がってからでなければ現地に立ち入れないため、直後からの取材ができないことや、東京電力の隠蔽体質が取材の難しさに拍車をかけている。世界に対しても報じる義務がある件だと思う。(地方紙・30代女性)
 - 当事者の不安を伝えても、立証された安全性を伝えても、どちらかからは不満が出る。(全国紙・40代男性)
 - 科学やエビデンスに基づかず、感情論で不安を煽り立てる報道が多く、特に10年などの「節目」になると増えてくる。(全国紙・50代男性)
 - 専門用語がかみ砕き切れていないのでは(全国紙・20代女性)

よりよい災害報道・取材のために(自由記述から)

- 災害、特に自然災害で「抜き」「抜かれ」はないことを報道に携わる全員が認識すべき。「他社が書いている」に重圧を感じると、被害者・被災者の感情を無視した取材になりかねない。(地方紙・40代男性)
 - 災害取材が誰のためになされているのか、常に疑問を感じていた。被災者にストレスを与えてはいないか？ 外から「大変ねえ」とみている人たち向けの放送になってはいないか？(地方局・30代女性)
 - 大量に人を送り込み、いっときしたら、ぱっといなくなり、残るのは、取材で荒らされた地域と、崩れた人間関係のみ、ではどうしようもない。被災者を孤立させないためには書き続けることが欠かせない。地方の記者がどんどん減らされる時代に入り、災害報道も手薄に。早く手をうたないと災害報道がままならなくなる。(全国紙・50代男性)
-
- 海外の大規模災害の取材では、現地特派員を中心とした取材班を組むことが多い。日本的なメディアスクラムで迷惑をかけないために代表取材のやり方などを日頃から社を超えた枠組みで検討する必要があると思う。(全国紙・50代女性)
 - 放送局は系列を超えて大災害時には共同で取材にあたり、チャンネルも放送内容を分担するなどの体制をとっても良いと思う。(キー局・50代男性)
 - 災害の規模にもよるが、1カ月をめどに前線が縮小され、紙面や枠を取れなくなる。被災者にとって大切な生活再建の課題はむしろ、その後に明らかになることが多い。あれだけ被災者の好意にすぎた取材をさせてもらっておきながら「無責任」だと感じる。(全国紙・40代男性)

●土砂崩れで住人ごと家が飲み込まれた現場で、駆けつけた家族に「現在の受け止めを」と質問した記者がいた。締め切りを意識し、雑観に「カギカッコ」を機械的に求める業界の内向きな体質が、このセリフに反映されているのではないか(全国紙・20代男性)

●カメラマンとして数々の現場取材してきた。規模によるが発生3日くらいで被災者の方たちが報道にストレスを感じ始める。災害自体のニュースバリューが落ちてきて余程のことでないと載らなくなる時期でもある。「丸1日撮れなくてもいいや」と割り切り、話を聞くことに徹する。当日の出稿よりも再度取材するための関係作りを優先させている。(全国紙・30代男性)

●スポンサーの飲料以外を映すなど言われ、スポンサーのドリンクを露出させるために毎日すごい数の自動販売機を苦労して廻った。本当にスポンサーはそんなこと言ったとも思えない。なんのための報道か。(番組制作会社・40代女性)

声明・見解 他

2020年4月定期大会以降

【MIC要請書】

「法務・検察行政刷新会議（仮称）」に関する要請書

2020年5月29日

法務大臣 森 雅子 様

「法務・検察行政刷新会議（仮称）」に関する要請書

辞職した黒川弘務・前東京高検検事長の問題を受け、森法務大臣は5月26日の記者会見で「法務・検察行政刷新会議（仮称）」を設置し、これからの法務・検察行政のあり方について必要な検討を開始する考えを表明しました。検討内容の詳細は明らかになっていませんが、メディア・文化・情報関連の職場で働く労働者がつくる「日本マスコミ文化情報労組会議」（MIC）として以下のことを要請します。

今回、大規模なツイッターデモに発展するなど、法務・検察に対する国民・市民の不信・批判が高まっている要因の中心は、「**法務・検察と首相官邸との関係性**」にあります。

「口頭決裁」で過去の国会答弁を覆して黒川氏を定年延長させるという、違法の疑いのある閣議決定を行った後、その決定を後付けで正当化するような検察庁法改正案が浮上しました。「検察が萎縮して人事権まで政権側に握られ、起訴・不起訴の決定などにまで掣肘を受けるようになったら、検察は国民の信託に応えられない」と、検事総長経験者らが法務大臣宛での意見書で表明した危機感に、一連の問題が象徴的に表れています。常習賭博罪の疑いもある黒川氏に対して、懲戒より軽い「訓告」で済ませた処分をめぐっても、首相官邸の介入が指摘されています。

「刷新会議」の発表にあたり、森法務大臣は「安倍首相の指示」に言及しました。検察の独立性が揺るがされた今回の事態に際して、行政主導で「刷新」が議論されることに強い違和感も覚えますが、設置される「刷新会議」においては論点をすり替えず、現在の法務・検察と首相官邸との不透明な関係性を見直す議論を進めるよう強く求めます。特に、政権の不正にも切り込む準司法機関としての検察の使命を理解せず、「検察官も行政官であることは間違いない」と述べて内閣の統制に服するのを当然のように主張した安倍首相の認識も含めて検証する必要があります。

黒川氏の辞職や処分の直接的な原因となった産経新聞記者・朝日新聞社員（元記者）との「賭け麻雀」は、メディア関連労組としても許しがたい行為です。新聞労連が5月26日付の声明で表明したように、産経新聞社、朝日新聞社を中心に、報道機関が、取材慣習の抜本的見直しを含めて、自らを律していく必要があります。河井克行・前法務大臣夫妻の公職選挙法違反事件の捜査が行われ、安倍首相の「桜を見る会」の問題をめぐり刑事告発もなされている状況下において、「刷新会議」の議論が新たな取材・報道規制につながることは本末転倒です。その点をしっかり踏まえて、委員会メンバーの人選も含めて、真に国民・市民に信頼される法務・検察のあり方を目指した議論が進むことを強く求めます。

日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）

（新聞労連、民放労連、出版労連、全印総連、映演労連、
映演共闘、広告労協、音楽ユニオン、電算労）

【労連声明】 首相官邸の質問妨害に抗議する

2020年8月7日

安倍晋三首相が8月6日に広島市内で行った記者会見で、質問を続けていた朝日新聞記者が、首相官邸報道室の職員から「だめだよもう。終わり、終わり」と制止され、腕をつかまれる事件が起きました。記者の質問を実力行使で封じ、「報道の自由」や「知る権利」を侵害する許しがたい行為です。首相官邸に強く抗議します。

この日の首相記者会見は、内閣記者会（官邸記者クラブ）が開催を求めてきたにもかかわらず、首相側が会見に応じない状態が続いた末に、毎年恒例の平和記念式典出席に合わせて、49日ぶりに開かれたものでした。記者会から「幹事社以外の質問にも応じるように」と要請されていたにもかかわらず、首相側は事前に準備された幹事社質問にだけ応じて、15分あまりで記者会見を一方的に打ち切ろうとしました。その後、記者が「なぜ50日近く十分に時間を取った正式な会見を開かないんでしょうか」「（今日の会見時間は）十分な時間だとお考えでしょうか」「（国会の）閉会中審査には出られるのでしょうか」と重ねた質問はいずれも国民・市民の疑問を反映したまっとうなものです。首相は「節目節目で会見をさせていただきたい」とその一部にしか答えていないにもかかわらず、官邸の職員が制止に踏み切りました。

記者が様々な角度から質問をぶつけ、見解を問いただすことは、為政者のプロパガンダや一方的な発信を防ぎ、国民・市民の「知る権利」を保障するための大切な営みです。しかし、官邸の記者会見を巡っては近年、事前に通告された質問だけに答えて終了したり、官邸の意に沿わない記者の質問を妨害したりすることが繰り返されてきました。緊急事態宣言を理由に狭めた「1社1人」という人数制限も宣言解除後も続けており、国内外から批判を浴びています。官邸の権限が増大する一方で、説明の場が失われたままという現状は、民主主義の健全な発展を阻害するゆゆしき状況です。

官邸側は今回の事件について、「速やかな移動を促すべく職員が注意喚起を行ったが、腕をつかむことはしていない。今後とも、記者会見の円滑な運営を心掛ける所存」と妨害行為を正当化しています。驚くべきことです。自らの行為を真摯に反省し、オープンで公正な記者会見の運営に見直すよう求めます。また、再質問も行える十分な質疑時間を確保し、フリージャーナリストも含めた質問権を保障した首相記者会見を行うよう改めて求めます。

日本新聞労働組合連合（新聞労連）
中央執行委員長 南 彰

【労連と宮日労組声明】 言論萎縮を招く一方的な記者の名指し批判に抗議する

2021年2月26日

宮崎市が市長名で、宮崎日日新聞社が紙面やネット掲載した記事に対する「抗議及び訂正の要請」（2021年2月17日付）として、執筆した記者や新聞社に対する確認などを経ず、一方的に記者の個人名を出し、公開で抗議したことに強く抗議します。

抗議を受けた記事は、宮崎市と障害者福祉事業所との給付費の過払いを巡る民事調停に関するもので、2月10日付け朝刊社会面で展開されました。記事では、宮崎市が事業所にとって不利になるような虚偽の内容を記載した準備書面を提出していた、と報じています。これに対し、宮崎市は2月18日、市のホームページで、「本市が故意に虚偽内容の準備書面を民事調停に提出し、裁判官からの指摘を受けて、本市がその内容が虚偽であることを民事調停において認めたという誤った認識を読者一般に与えかねない報道がなされた」と指摘。「報道が事実無根だとして、抗議と訂正の要請を行った」と抗議文を公開しました。その抗議文の冒頭に宮崎日日新聞社に対する嚴重な抗議と速やかな訂正を要請し、さらに「記」として、掲載した日付と面、見出しともに記者の氏名を追記しています。

報道機関に対する記事への抗議自体は決して否定するものではありませんが、公権力である行政機関が行う際は、社会的影響が多なることから、抑制的で慎重であらねばならないことは明白です。今回の抗議では宮崎市と報道機関の「見解の相違がある」段階で、双方からの丁寧な事実の確認を経ないまま、自己主張を一方的に展開し、報道機関に加えて記者個人を目立たせる形でホームページに掲載しています。

報道機関の編集活動は、さまざまな立場の人が関与し結実するものです。編集権を持つ組織が責任を持ち掲載や配信を行っているにも関わらず、記者個人を名指ししたのは、記者個人の社会的信用を失墜させることになりかねません。「行政機関が問題視した場合は、名指しで批判される」というイメージを流布させ、当該報道機関や当該記者のみならず、一般市民による一般的な言論活動の萎縮も招きかねません。

今回の宮崎市による宮崎日日新聞社に対する抗議は、社を通じての編集に関する事実確認を経ないまま、突然記者個人の名前を前面に押し出しました。新聞労連と宮崎日日新聞労働組合は、今回の宮崎市の抗議手法を言論に対する威圧的な行為と受け止め、宮崎市に対し強く抗議します。

日本新聞労働組合連合（新聞労連）
中央執行委員長 吉永磨美
宮崎日日新聞労働組合
執行委員長 戎井聖貴

【MIC 声明】

ジャーナリストへの「言われなきバッシング」を容認し「ジェンダー平等」逆行の司法判断を批難する

2021年3月12日

元慰安婦の証言を書いた記事に対して繰り返された「捏造」バッシングについて、元朝日新聞記者の植村隆さん（現・週刊金曜日発行人）が名誉回復を求めていた損害賠償訴訟（東京訴訟）の上告が退けられ、請求を棄却した一審、二審が確定しました。もう一つの損害賠償訴訟（札幌）の上告棄却に続く不当な判断で、大変遺憾です。一連の司法判断を受けて求めた「真実相当性」の判断についても棄却されました。この判断は、SNSなどで氾濫するフェイクニュースや性被害者、ジャーナリストに行われている「言われなきバッシング」を助長しかねません。戦時性暴力の被害者である慰安婦の証言を報じた側には社会的に重い責任を負わせ、被害者の証言報道を「捏造」などと貶める側の取材不足・誤読・曲解については大幅に免責する一連の司法判断が確定したことは、維持されるべき「民主主義」や「ジェンダー平等」の広がり逆行するもので、強く抗議し批難します。

一連の訴訟は、1991年に韓国で初めて「元慰安婦」であったことを名乗り出た女性の証言を新聞記事にした植村氏に対して、西岡力麗澤大学客員教授とジャーナリストの櫻井よしこ氏が、2014年ごろからコラムや論文で「捏造」記者と攻撃したことに端を発します。当時、植村氏の勤務先の大学に退職を要求する脅迫文が大量に送りつけられたり、インターネット上で家族を含めた個人攻撃が行われたりしました。訴訟で、植村氏を「捏造」と断じていた西岡氏や櫻井氏の主張の根拠が成り立たないことが明らかになりましたが、控訴審を含めて、西岡氏や櫻井氏らを免責する判決が出ました。

今回確定した二つ訴訟の判決で問題にすべき点は、免責につながる「真実相当性」に対する判断です。「櫻井氏は（植村氏）本人に取材しておらず、植村氏が捏造したと信じたことに相当な理由があるとは認められない」とする植村氏側の主張を退ける際、札幌高裁が「真実相当性」に関わる判断として、「資料などから十分に推認できる場合は、本人への取材や確認を必ずしも必要としない」としました。

続く上告審では、名誉毀損の免責理由となる、この「真実相当性」について、判断の見直しを求めましたが、退けられました。「真実相当性」は「確実な資料や根拠に基づき真実だと信じる必要がある」とされていますが、今回の棄却によって「真実相当性」に対するハードルを下げた解釈することが可能になるのではないかと危惧します。

そもそも、意に沿わない記事を書いた記者を社会から排除しようとする行為そのものが「言論の封殺」につながり、批難されるべきものですが、今回の判断により、報道や言論表現をする上で、デマやフェイクの歯止めとなる「真実相当性」のハードルが下がってしまいかねません。確実な資料や根拠に基づかないバッシングも許してしまったり、フェイクニュースを根拠に新たなフェイクニュースが生み出され拡散されてしまったりしても、発出した責任が問われにくくなる恐れがあります。そのような流れが社会的に容認されてしまうことは、メディアの労働組合として到底看過できません。

事実に基づいて記事を書いた記者を「捏造」だと流布し、そのレッテル貼りが許されれば、モラルに沿い、事実に基づいて行われるべき報道のあり方そのものが否定されると同じです。その否定は、民主主義の根幹を揺るがすことにもつながりかねません。また、「記者への死刑判決」とも言える、事実に基づかない「捏造」のレッテル貼りも容易とな

り、とがめられなくなれば、表現活動への萎縮ムードを招きます。結果として、為政者にとって都合のいい歴史修正主義が横行してしまい、次世代のジャーナリストが過去の歴史的事実に向き合い、報道していく道を狭めてしまいます。

また、植村裁判の一連の司法判断では、歴史的事実や女性の人権に対する裁判所の認識の歪みが表れていましたが、その歪みに「司法のお墨付き」が与えられてしまいました。その象徴としては、植村氏が報じた慰安婦の証言について、「単なる慰安婦が名乗りでたにすぎないというのであれば、報道価値が半減する」と札幌高裁の言及があります。戦後、長い苦しみの時間を生き抜き、勇気と決意をもって名乗り出た女性を「単なる慰安婦」と貶めました。この言葉は、過去の戦時性暴力と向き合わず、現代の女性の性被害事件に対して連続で無罪判決を下してきた、司法の「遅れた ジェンダー平等」感覚を体現しているのではないのでしょうか。公に発せられたこの言葉は、私たちを大いに失望させ、過去と現代に生きる全ての女性への侮辱や著しい人権侵害と解します。そのような観点から見ても、今回の上告棄却は、今後の性暴力被害の告発やその報道にも深刻な影響が出かねないもので、容認できません。

今回の上告棄却を受けても、メディアの労働組合に集まる私たちは、植村さんをはじめとする、真実を追い求めて報じるジャーナリストに対する攻撃を許しません。また、事実に基づく報道や表現活動が尊重され、守られることをのぞみます。これからも、過去から未来にかけて女性の人権を侵害し、ジェンダー平等を否定したり、逆行したりするような公的な判断や行為については、批難するとともに、絶えず修正を求めていきます。

日本マスコミ文化情報労組会議 (MIC)
(新聞労連、民放労連、出版労連、全印総連、映演労連、
映演共闘、広告労協、音楽ユニオン、電算労)

【MIC 声明】

五輪組織委による言論妨害、出版・表現の自由の侵害に抗議する

2021年4月8日

公益財団法人「東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」は、「週刊文春」4月8日号（4月1日発売）掲載記事「白鵬、海老蔵、後援者...森・菅・小池の五輪開会式“口利きリスト”」、および3月31日配信の文春オンライン記事「『AKIRA』主人公のバイクが...渡辺直美も絶賛した『MIKIKO チーム開会式案』の全貌」において東京オリンピックの演出プランを取材・検証し、暴露した記事の掲載が「著作権の侵害」にあたるとして、同誌に対して、4月8日号の回収と販売中止、ネット記事の全面削除を求めました。併せて保有の内部資料を直ちに廃棄し、今後のその内容を一切公表しないことを要求。「不正競争防止法違反の罪」「業務妨害罪」にも触れ、警察への相談、内部調査の徹底などにも言及しています。

これに対し同誌は「侮辱演出案や政治家の“口利き”など不適切な運営が行われ、巨額の税金が浪費された疑いがある開会式の内情を報じることは高い公共性、公益性がある」として、発売中止、回収などについて拒否する姿勢を表明しています。平和の祭典と称されるオリンピック・パラリンピックは、莫大な公金が投入された公共性の極めて高い国際的なイベントです。同誌の表明するとおり、開会式の概要を取材し公表することが公共の利益と合致することは明白です。さらに、当該記事は、開会式の内容の決定過程や、その公金支出の在り方を検証し批判しているもので、公益性が高い報道です。内部資料の引用や紹介を含む報道記事について著作権が問われると、権力の監視や市民の「知る権利」に応えるメディアの正当な取材活動が成り立ちません。

さらに組織委は、営業秘密を不正に開示する者についても、「不正競争防止法違反の罪」及び「業務妨害罪」が成立しうるものであり、所管の警察と相談し、内部調査にも着手する、としています。刑事告訴をほのめかし、取材活動の萎縮を意図した恫喝とも受け取れます。公的機関による報道の自由への侵害や内部告発者や内部告発行為への威嚇とも受け取られ、今後の報道の自由、取材活動に多大な制限と影響を与えかねません。

オリンピック・パラリンピックは、市民の共感、支持があってこそのものであります。その運営組織の透明性は不可欠で、メディアの取材活動の範疇です。言論・出版の自由は憲法21条で保障されています。組織委の主張は、公的機関からの言論妨害、出版・表現、報道の自由、取材活動に対する重大な侵害にほかならず、メディアで働く労働者として、看過できません。1963年に日本雑誌協会が制定した雑誌編集倫理綱領の第一項「雑誌編集者は、完全な言論の自由、表現の自由を有する。この自由は、われわれの基本的権利として強く擁護されなければならない」という立場をいま一度、強く支持し、組織委による同誌への発売中止、回収要求に抗議し、即時撤回を求めます。

日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）
<新聞労連、民放労連、出版労連、全印総連、映演労連、
映演共闘、広告労協、音楽ユニオン、電算労>

【MIC 声明】

独裁性帯びたデジタル法案に抗議し撤回を求める

2021年4月20日

政府は、流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠であるなどとして、デジタル改革関連6法案を今年2月に閣議決定し、国会に提出しました。9月に予定しているデジタル庁設置のための関連6法案が上程され、うち5法案が30時間にも満たない拙速審議で、28項目の付帯決議がついて、4月6日衆議院本会議にて可決されました。

6法案の内容は極めて広範です。特に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」では、個人情報関係3法（個人情報保護法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律）を1本の法律に統合し、地方公共団体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールを設定して所管が分かれていたものを個人情報保護委員会に一元化していく流れです。

この法律は昨年10月から政府のデータ戦略タスクフォースやワーキンググループで法案化作業が進められ、12月に法案の第一次取りまとめが行われました。かなりのスピード審議で行われた挙句、公開された議事録は、簡略な議事概要のみ。半年後の今も議事録が公開されず、市民の「知る権利」に十分に答え、説明責任を果たしているとは言えません。5法案は約60本の法律を束ねていますが、広く意見を募るパブリックコメント（意見公募）も実施せず、閣議決定されました。従来重要法案に比べて民主的な手続きが不足しているのは明白です。

行政機関による公文書の改竄、隠蔽、廃棄の問題があとを絶たず、情報公開制度の不備が相次いで発覚するなど、行政の透明化が徹底されていない日本において、行政機関の情報コントロール力が一方的に高まることは危険です。

個人情報が政府に一元化して集中するのであれば、権力による恣意的な利用、暴走を許さない仕組みを保障しなければなりません。同法案はそれらの監視制度が不十分で、透明性を高め、厳格な運用を担保する制度整備がなされていません。

情報システムが巨大化し、作業の業務委託が重なれば、漏洩の危険性も増します。しかし、権力濫用や漏洩を食い止める有効な制度や機関が見当たらないことも危惧します。

また、同法案の構造自体が「保護」より「利用」を優先する成り立ちのため、自己情報コントロール権、プライバシーの保護が蔑ろにされ、匿名（仮名）化による個人情報保護の適用外扱いや本人同意なしの第三者提供、目的外使用が容易になる可能性があります。本人同意原則の明確化、本人情報追跡の徹底が必須です。

2013年に「特定秘密保護法」が制定された際、衆参両院に設けられた「情報監視審査会」などを活用するなどして、個人情報の不正利用監視を徹底し、権力濫用へのブレーキシステムの構築が必要です。

また、取材活動に関わる情報については、政府による収集・管理の適用外とすることが必要です。表現や報道の自由、取材源の秘匿の観点から、権力側の不適切な収集・管理は許されません。金融機関の口座、住所、勤務先、学歴などの個人情報をマイナンバーで

一元管理することで、特定のキーワードによるリストアップが可能になります。権力によって不都合な取材活動の監視に繋がる懸念があります。スーパーシティなど、個人情報の扱いが規制緩和された特区においては、本人同意なく取材情報を吸い上げられる可能性もあります。自己情報コントロール（本人情報開示）が不徹底のままでは、取材源の秘匿が確保できなくなる恐れがあります。

デジタル庁の長は特命担当大臣ではなく、内閣総理大臣です。国務大臣の任命権を持ち、各省庁や行政組織の指揮監督、指導・助言を行う内閣総理大臣自らが、一元化した国全体の情報を掌握するデジタル庁について、客観的な指揮監督を行えるのでしょうか。内閣総理大臣が他の行政機関に対する勧告の尊重義務も規定されており、独裁化しやすい傾向があることを憂慮します。

衆院通過で、28項目も付帯決議が付けられたのは、審議が不十分だったことの表れです。さらに、法案自体が、独裁化を招きやすい組織構造、チェック監視機能の不備を抱えています。インターネットの普及、監視カメラやGPS装置などから得られる個人情報的大量に集積され、すでに「超監視社会」となっています。同法案とは別に公権力が私的情報を収集、検索、分析、利用するための法的権限と行使方法を定めた法制度が構築されるべきです。

さらに社会の下地として、情報公開制度の運用に問題があり、市民の知る権利に応え、行政がアカウントビリティ（説明責任）を果たしていない中、デジタル情報を取り扱うメディアの労働組合として、この法案の成立を看過することはできません。法案設立までの審議内容を明らかにせず、国会での議論も不十分なままで、不備を抱えた法案を成立させると、国民の社会生活を危うくさせます。また、手続きや内容について独裁性を帯びた法案の参議院通過を見過ごすわけにはいかず、同法案について抗議し、撤回することを強く求めます。

日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）
＜新聞労連、民放労連、出版労連、全印総連、映演労連、
映演共闘、広告労協、音楽ユニオン、電算労＞

【労連声明】

ジャーナリスト北角裕樹さんの拘束に抗議し、 即時解放と日本政府に救出を強く求める

2021年4月20日

軍事クーデターが起きたミャンマーで、同国在住の日本人ジャーナリスト・北角裕樹さんが4月18日夜、自宅で治安当局に拘束され、刑務所に移送される事件が起きました。

ヤンゴン在住の北角さんは、クーデターに抗議し民主主義を求める市民の活動や、それを弾圧するミャンマー国軍の実態を取材し、SNSや動画配信を通じて世界に発信してきました。今年2月26日にも抗議デモを取材中に拘束され、解放されています。

ミャンマー国軍は2月1日のクーデター以降、外国人記者を含むジャーナリストを相次いで拘束。批判的なメディアの免許取り消しや記者の拘束が相次いでいます。ネット遮断など情報通信の妨害も続いています。

北角さんはこのような弾圧に屈せず、「世界の人にミャンマーで酷いことが起きていることをぜひ知ってほしいという声が非常に強い」「『国際社会に助けてほしい』『軍の残虐行為を平和的なデモだけでは止めることはできないのではないか』『自分たちの力だけではどうにもならないのではないか』と言う気持ちが彼らの中であって、ぜひ国際社会から圧力をかけてほしいと思っている」と語り、現地での取材や発信を続けてきました。

これに対し、ミャンマーの軍事政権側は日本大使館に対して「虚偽ニュースを拡散させた疑いで取り調べている」と主張しています。

市民に寄り添ったジャーナリズム活動が、政府によって違法行為とされて逮捕される事態は、私たち報道機関で働く者に脅威を与え威嚇するものであり、表現・言論の自由への弾圧です。もはや、国際的に保護されるべき報道の自由への蹂躪です。

ミャンマー治安当局に対して、北角さんやジャーナリストたちの拘束に抗議し、即時解放を求めます。

また、ミャンマーでは、2007年に日本人ジャーナリストの長井健司さんが軍事政権に対する僧侶や市民の反政府デモを取材中、軍政府から射殺されたとされています。ジャーナリストを狙った同様の悲劇が、二度と繰り返されてはなりません。

日本政府は「ミャンマー側に対して早期解放を求めている」という姿勢を明らかにし、菅義偉首相も「邦人保護に万全を尽くす」と記者団に語っています。

日本政府には北角さんを一刻も早く救出するとともに、軍事政権によるミャンマーの市民に対する弾圧をやめさせるよう、強く働きかけることを求めます。

日本新聞労働組合連合（新聞労連）
中央執行委員長 吉永磨美

【労連声明】 公権力によるメディアの取材手法への非難に抗議する

2021年5月21日

新型コロナウイルス禍を巡り、全国各地でワクチン接種の状況、予約に関するトラブルなどについて報道機関各社が取材を行っています。感染が終息しない状況の中、国民の命を守る上で重要なものです。

その一環として、毎日新聞や朝日新聞出版の「AERA dot. (アエラドット)」など複数のメディアが、政府が東京、大阪に設置し、自衛隊が運営する大規模接種センターの予約システムの運用について、重大な欠陥があることを報じました。防衛省のサイトから架空の市町村コードや接種券番号でも予約できるというシステムの脆弱性を実際に試した上で、防衛省やシステムを委託された会社に取材し「実際の接種券に記載されていない架空の番号でも予約が可能になっている」と指摘しました。岸信夫防衛相は予約システムを早急に改修する考えを示した上で、取材手法を非難し、防衛省から当該メディアに抗議の申し入れがなされました。メディア側は「情報に基づいて真偽を確かめるために不可欠な行為」「公益性の高さから報道する必要があると判断」などと説明しています。

メディア、ジャーナリズムの重要な社会的役割は、行政の監視や施策のチェックです。今回の件を報じたメディアは、システムの脆弱性の検証後、すぐにキャンセルした過程を報道し、架空予約をしないよう防衛省のコメントも掲載しています。重大な不正行為が行われる可能性や重大な欠陥を見つけた時、独自に事実を確認し、速やかに報道するのは、メディアに求められるものです。ジャーナリズムの倫理に基づいた行動と言えます。

日々メディアは、権力側の発表報道をうのみにせず、情報の真偽を確かめ、権力の意向に左右されない取材と報道を重ねることに努めています。国民にとって不利益になりうる施策の欠陥を指摘された行政機関や行政機関の長が、メディアが取り得る取材手法を一方的に非難することは、自由な言論活動や公権力に対する監視を威圧し、否定することにつながりかねません。取材手法の是非を巡っては、メディアが絶えず自発的に検証し、議論すべきもので、公権力から制されるものではありません。また、今回のように行政機関が、施策の欠陥を指摘したメディアの取材手法を非難することは、当該メディアのみならず、取材や報道の萎縮を招きかねず、容認できません。

公権力は、取材や報道の否定・圧力が、メディアや市民の言論活動の阻害につながりかねないことを自覚し、厳に慎むべきです。今回、公権力である防衛省からのワクチン予約の脆弱性を指摘するためにメディアが実施した取材手法への非難について、強く抗議するとともに、防衛省のみならず政府や行政機関など公権力は、同様の行為を繰り返さないよう、強く求めます。

日本新聞労働組合連合（新聞労連）
中央執行委員長 吉永磨美

【MIC と沖縄マス協声明】 「重要土地規制法案」に反対する声明

2021年6月11日

政府が安全保障上重要だと判断する施設周辺の、土地利用を規制する「重要土地調査規制法案」がこのほど衆議院を通過し、参議院での審議が進められている。法案では「重要施設」の周辺や「国境離島等」を「注視区域」「特別注視区域」などに指定して、政府が土地所有者の情報を収集・分析し、重要施設の機能を阻害する行為に対しては利用中止等の勧告や命令を出したり、土地などの買い取りができたりすることとなっている。

同法案については、衆院内閣委員会などを通じて次々と問題が露呈した。対象となる重要施設は、「自衛隊」や「在日米軍」、「海上保安庁」のすべての施設のほか「政令で定める生活関連施設」とされ、「法令で定める生活関連施設」は法令で定めさえすれば、私有物であってもどこまでも広げることが可能である。国による私権の侵害を可能にしている法案である。「国境離島」等は島そのものが対象となっており、「注視区域」が無限定に拡大される懸念がある。調査対象となる者も土地等の「利用者その他の関係者」と広汎な範囲とされ、土地の利用者・関係者の個人情報や国籍、行動履歴や交友関係など幅広い情報が政府に収集されるおそれがある。またこれらの調査においては行政機関などだけではなく、利用者・関係者自身にも情報提供義務が課され、たとえ自身への調査であっても刑事罰をもって報告が強制される。この法案は、政府が日常的に市民を監視し、個人の尊厳、プライバシーの保護、表現の自由、思想信条の自由など、憲法で保障されている基本的人権を侵害する危険性がある。

そもそも、このように重要な法案を急いで整備しなければならない安全保障上の問題については、政府も認める通りこれまで確認されたことはなく、立法の必要性すら無い。

政府による区域指定、調査内容、調査手法、調査対象者に限定がなく、何が「機能阻害行為」に当たるかについても、政府はこれまでの国会審議の中で明らかにしていない。国会によるチェック機能も働かない仕組みとされ、同法案は政府により恣意的に運用される余地が大きい。実質的に政府権力による市民社会・私的領域への侵害につながる内容だ。この法案によって正当な取材・報道活動も「機能阻害行為」として罰則対象にされるかもしれないことが憂慮される。

罰則を講じて私権を著しく侵害する法律については、民主主義を根拠とした「罪刑法定主義」に乗っ取って、その適用を厳しく限定して事前に明示することが欠かせない。しかし、この法案は区域の指定対象先、阻害事項の内容、調査の基本的事項など、罰則につながる根拠やルールに関しては「基本方針」として政府が決定することになっており、事前に詳しく明示されていない。当たり前の前提を欠いた法案を提出・成立させること自体が民主的な手続きとして不備があるもので、議会制民主主義を愚弄するもので、容認することはできない。

実際に与党側の質問では、辺野古新基地建設への抗議活動を重要施設への「機能阻害行為」に準ずるものと捉え、法案の適用拡大を求めた発言もあり、運用次第では市民による抗議活動への圧力となりかねない。

沖縄県マスコミ労協は、沖縄戦時の報道が住民を戦争に動員し、犠牲に追い込む役割を担った反省に立ち、「戦争のために、二度とペンをとらない」という、自らの権力性を深く自覚し、健全に律する姿勢としての命題を掲げている。

また、沖縄の歴史は公権力の犠牲となる住民の歴史でもあった。沖縄戦の戦闘そのものの悲劇に加えて、安全を保障するはずの日本軍が住民に強いた犠牲があった。米軍統治下では人権すら認められず、民主的制度で生活を守ることが叶わずむき出しの軍事暴力による数々の事件・事故にさらされ続けた経験があった。日本国憲法が適用された日本復帰以降も、国家安全保障の名の下に劣位に置かれる住民の生活は現在も続いている。私たちはこれらの歴史に向き合い、人間社会の営みにおける個人の尊厳を求め続ける市民・住民を支え、これに寄り添い、自らも発信することによって、公的権力が市民生活を脅かす危険性に警鐘を鳴らし続けてきた。

米軍専用施設が集中し、自衛隊基地も展開されている沖縄では、「注視区域」の中に新聞社など報道機関の関連施設も含まれる可能性が高く、日常的な取材・報道活動そのものが政府の監視対象とされてしまう。メディアの労組である「沖縄県マスコミ労協」と「日本マスコミ文化情報労組会議（M I C）」は取材・報道の自由を著しく侵害するおそれのある法案を看過できない。

「権力の暴走」に値する事案は、直近の出来事でも枚挙にいとまがない。米軍機による低空飛行や不時着も相次ぎ、住民は恒常的な危険にさらされている。航空自衛隊那覇基地は有害な泡消火剤を漏らし、周辺住民を危険にさらしながら、当初は安全だと間違った説明をしていた。報道機関による独自調査を突きつけられて初めて訂正・謝罪した。世界自然遺産登録を目指す地域への米軍の廃棄物について調査する研究者に対し、沖縄県警は強制捜査を行った。「重要土地規制法案」の先取りとも指摘される動きは、同法案の危険性を浮き彫りにしている。

「特別注視区域」として想定される宮古島への陸自配備の過程においては、首長が用地選定の口ききをしていた一方で、反対派住民の声には全く耳をかむけることなく、駐屯地が稼働してから多くの問題が発生している。公職にあった者として「私腹を肥やすために島を売った」との批判は免れないだろう。指摘された問題の多くが住民の監視の目から表面化した部分も多い。まさに宮古島にとっては首長逮捕という現実からも、問題を指摘する住民の目線は必要不可欠だ。それを規制するための都合のいい法案が成立することは島民の声を権力で押さえつけることに等しい。

辺野古新基地については、陸上自衛隊と海兵隊が陸自「水陸起動隊」の常駐について極秘合意していたことも報道によって明らかとなった。防衛省全体の決定を経ておらず、軍事に対する政治の優先を意味する文民統制（シビリアン・コントロール）を逸脱する事案だ。

公権力に向き合う沖縄のメディアとして、これまで日米地位協定上でどう米軍の行動を管理していくか、という同盟国との政軍関係を問う課題に、自国の「軍事力」の統制、という論点も加わっている。対外的な国家主権の発動として保持される「軍事力」が国内に向けられた時、その指揮命令系統における責任の所在を明らかにすることが必要だ。沖縄にとっては、政治・権力の暴走を許さず、国家の暴力性を律する仕組みとして人類が積み重ねてきた立憲主義的な姿勢を踏まえ、住民の安全保障にとって真に必要な報道に取り組む。

元々住民の生活があった土地を、米軍が違法に強制接収した背景もあるなかで、後からできた基地を不可侵とするならば、今回の法案は、沖縄にとって実質的な「基地の拡大」だ。今回の法案は、そうした監視や注視する住民の行動、さらには報道機関の取材活動にも制約を与えるものだ。ドローン規制法による「空域規制」に続く、「陸域規制」との指

摘もある。

政府には国家の安全保障だけでなく、人々の暮らしを守る人間の安全保障についても責任がある。政府には政治・外交努力による課題解決に充実した手腕を発揮し、安易な軍事的解決によって国民生活に犠牲が及ぶ過ちを繰り返してはならない。そして何が重要かを決めるのは政府だけではない。国民を監視の対象とするのではなく、主権者として重層的な安全保障環境を構築する担い手とするためにも、知る権利などを通じた市民領域の強化が求められる。

この法案は国内全体の市民生活に多大な影響を与える懸念がある。重要施設には、「自衛隊・在日米軍」「海上保安庁」のほか、「生活関連施設」が含まれるが、原子力発電所など原子力関連施設に限らず、ガス・水道施設、鉄道や放送局など市中に数多くある民間施設も含まれる可能性があり、適用される区域は沖縄など一部地域に限らない。根拠の不確かな法案が、適用範囲もあいまいなまま、一般市民の人権や報道や表現の自由を不当に制限するようなことは絶対に許されない。2021年版世界報道自由度ランキングで日本は71位、G7内では最下位だ。国際人権規約にも反する本法案は外国人記者の取材活動、個人情報にも影響し、国際社会からの批判をも遮り、孤立へ繋がる可能性もある。

沖縄の体験に照らし、再び不名誉な惨禍につながりかねない「重要土地調査規制法案」は、廃案にすべきである。

沖縄県マスコミ労働組合協議会 議長 比嘉 基
日本マスコミ文化情報労組会議 (MIC) 議長 吉永 磨美



日本新聞労働組合連合

〒113-0033 文京区本郷 2-17-17 井門ビル 6F

電話 03-5842-2201 FAX 03-5842-2250

